

第2次山形県県有財産総合管理基本方針

令和7年3月

山形県

目 次

1	基本方針策定の要旨	1
2	基本方針の概要	2
	(1) 目 的	2
	(2) 対象財産	2
	(3) 目標指標	2
	(4) 計画期間	2
3	公共施設等の現状及び将来の見通し.....	3
	(1) 公共施設等の状況	3
	(2) 老朽化の現状	8
	(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	10
	(4) これまでの取組み	11
	(5) 人口の今後の見通し.....	12
	(6) 財政状況	13
	(7) 県有施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	14
4	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
	(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有.....	19
	(2) 現状や課題に関する基本認識.....	20
5	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	20
	(1) 県有財産の総量縮小.....	21
	(2) 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減.....	21
	(3) 県有財産の有効活用.....	24
6	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	25

1 基本方針策定の要旨

本県が保有する財産は、行政サービスの向上に伴って増加してきた経緯から膨大な量となっており、特に、昭和50年代以降に整備された多くの施設が更新・大規模改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。今後、人口減少・少子高齢化等により公共施設等の行政需要の変化が予想されることを踏まえ、県有施設の集約化や解体等による総量の適正化、県有施設の長寿命化や維持管理の効率化による費用の低減及び県有財産の売却・有効活用による歳入確保、更にこれらを統括運用していく仕組みづくりが求められている。

このため、将来にわたって県民に対する行政サービスの維持向上を図る管理手法として、経営的な視点を重視するファシリティマネジメントを導入し、「県有財産の総量縮小」、「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」、「県有財産の有効活用」の3つを柱とする県有財産総合管理基本方針を策定することにより、県有財産の総合的な管理運用を推進する。

この度、平成26年度に策定した基本方針の計画期間である11年を経過するに当たり、この間の取組み状況や情勢の変化を踏まえ、「第2次山形県県有財産総合管理基本方針」として策定するものである。

なお、この基本方針は、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）に基づく本県のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「公共施設等総合管理計画」を兼ねるものである。

【ファシリティマネジメント】

「企業・団体等が組織活動のために、施設（土地・建物）とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）であり、県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること。

2 基本方針の概要

(1) 目的

県民に対する行政サービスを将来にわたって維持向上させていくため、経営的な視点に立って県有財産の総合的な管理・活用を図る。

(2) 対象財産

- ① 一般財産：行政施設、学校施設、警察施設、県営住宅、集客施設など
- ② インフラ資産：道路管理施設、河川管理施設、空港土木施設、砂防関係施設など
- ③ 公営企業資産：下水道施設、企業局施設、病院事業局施設
- ④ 地方独立行政法人資産：山形県公立大学法人施設、公立大学法人山形県立保健医療大学
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

(3) 目標指標

- ① 県有財産の売却、有効活用による歳入 3億円／年
- ② 令和5年度末現在の一般財産における建物延床面積（1,844,737 m²）を10年間で2%（36,895 m²）縮減

(4) 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間（5年間経過を目途に見直し）

【対象財産】

- ・対象財産には、県が保有する財産（県有地、県有施設）のほか、県が設立団体となっている地方独立行政法人が保有する土地・施設についても含むものとする。
- ・本方針では、県有地及び県有施設を総称して「県有財産」とし、県有施設には、庁舎、学校等の建物のほかインフラ資産、公営企業資産、地方独立行政法人資産である施設を含むものとする。

【参考】

- ① 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
インフラ：道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水などの国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤。
- ② 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日 総務省）
公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建物その他工作物。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚染処理場等）等も含む包括的な概念。
本基本方針における対象財産は上記①、②を含むものである。

3 公共施設等の現状及び将来の見通し

(1) 公共施設等の状況

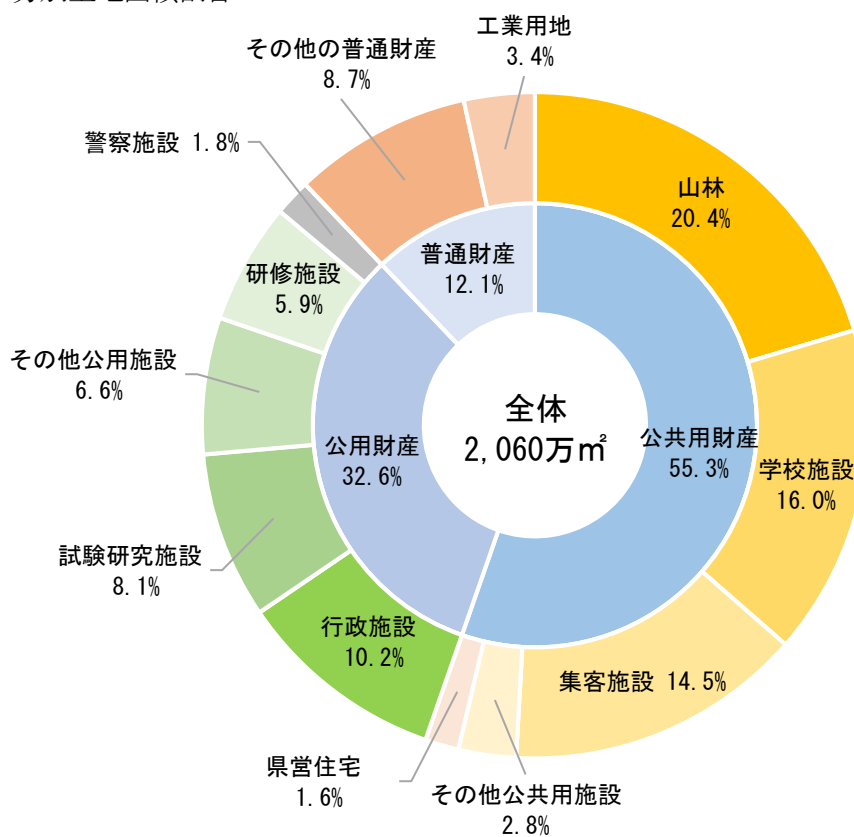
① 一般財産

本県が保有する一般財産は、令和5年度末現在、公有財産台帳に登録されているもので、土地面積は約2,060万㎡【表1、図1】、建物延床面積は約184万㎡となっている。【表2、図2】

【表1】一般財産の状況（土地） （令和5年度末現在）

分類	区分	数量（㎡）	構成比	
行政財産	公共用財産	山林	4,200,736	20.4%
		学校施設	3,303,974	16.0%
		集客施設	2,979,656	14.5%
		その他公共用施設（福祉施設など）	574,827	2.8%
		県営住宅	335,980	1.6%
	公用財産	行政施設	2,095,007	10.2%
		試験研究施設	1,667,981	8.1%
		その他公用施設（土地改良財産など）	1,365,055	6.6%
		研修施設	1,211,064	5.9%
		警察施設	365,815	1.8%
普通財産	その他の普通財産（未利用地・職員公舎など）	1,787,901	8.7%	
	工業用地（土地取得事業特別会計）	707,145	3.4%	
計		20,595,141	100.0%	

【図1】区分別土地面積割合

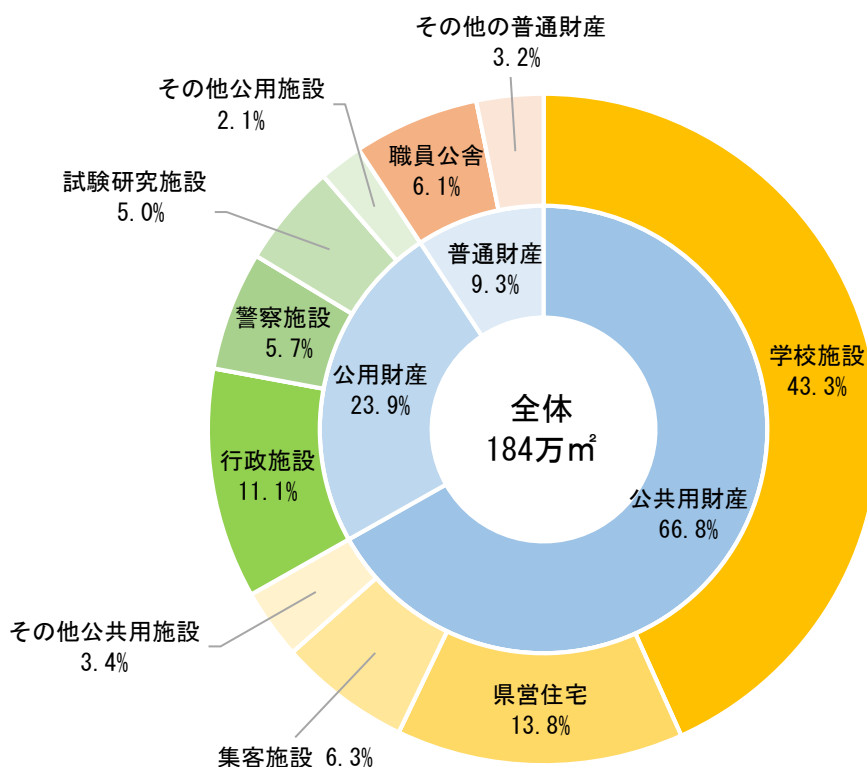


【表2】一般財産の状況（建物）

（令和5年度末現在）

分類	区分	数量（㎡）	構成比	
行政財産	公共用財産	学校施設	798,257	43.3%
		県営住宅	255,097	13.8%
		集客施設	117,139	6.3%
		その他公共用施設（福祉施設など）	62,229	3.4%
	公用財産	行政施設	204,600	11.1%
		警察施設	105,802	5.7%
		試験研究施設	91,536	5.0%
		その他公用施設（研修施設など）	38,807	2.1%
普通財産	職員公舎	111,897	6.1%	
	その他の普通財産（未利用施設など）	59,372	3.2%	
計		1,844,737	100.0%	

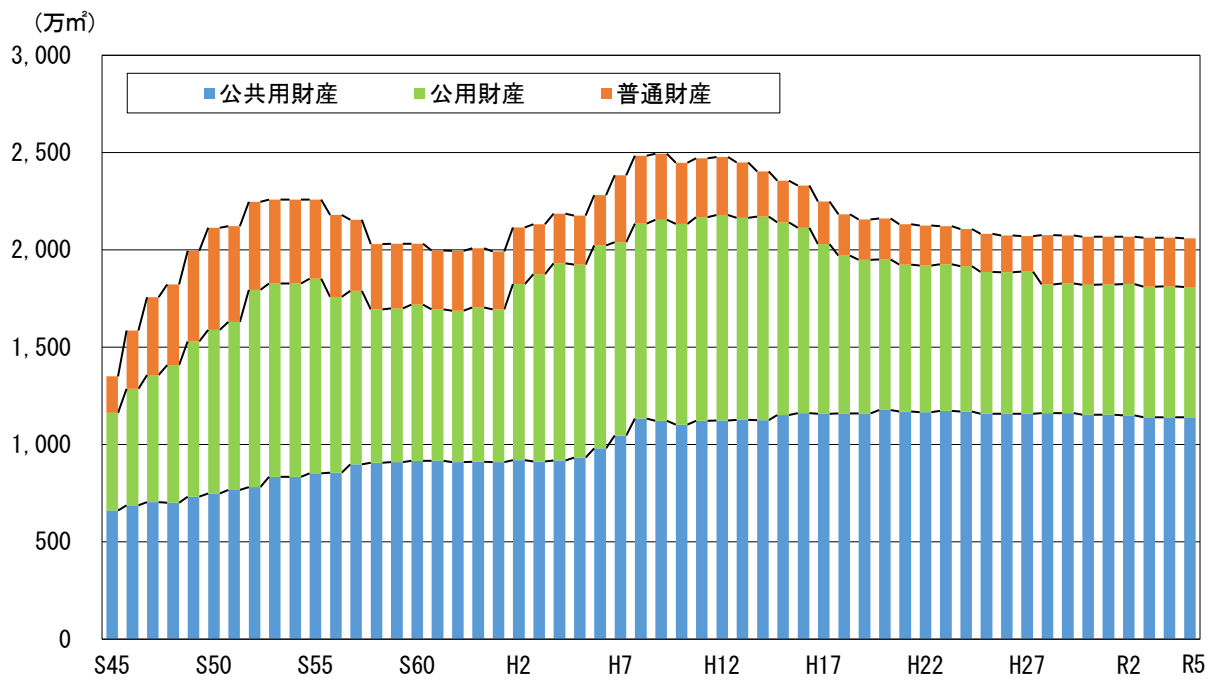
【図2】区分別建物延床面積割合



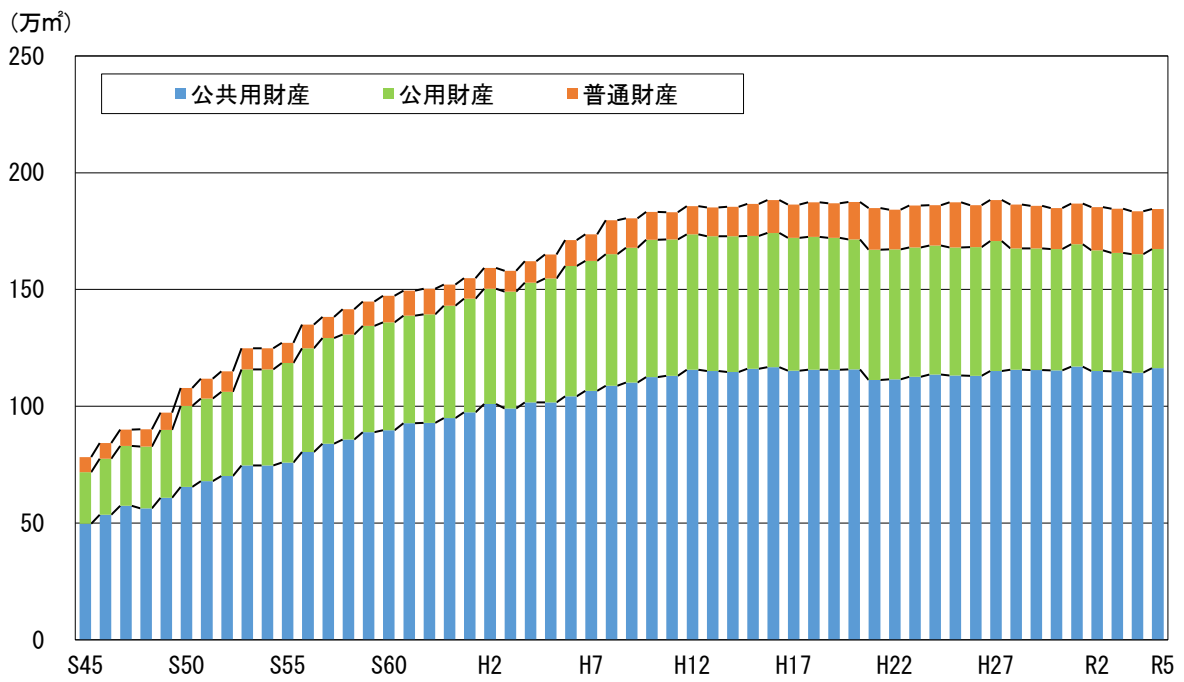
【用語解説】

- ① 行政財産：公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産
 - ①-1 公用財産：普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産
 - ①-2 公共用財産：住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産
 - ② 普通財産：行政財産以外は一切の公有財産（「その他財産」：貸付地、処分予定地など）
- ①、②は地方自治法第238条より、①-1、2は「逐条地方自治法」より

【図3】 区分別土地面積の推移



【図4】 区分別建物延床面積の推移



② インフラ資産

本県が管理するインフラ資産は、令和5年度末現在、道路管理施設である舗装道路2,869km、橋梁2,511橋、河川管理施設であるダム13箇所のほか、砂防関係施設、港湾施設、都市公園施設などとなっている。【表3】

【表3】インフラ資産の保有状況 (令和5年度末現在)

施設類型	施設	数量
道路管理施設	道路（舗装）	2,869 km
	橋梁（橋長2m以上）	2,511 橋
	トンネル	58 箇所
都市公園施設	公園	12 公園
河川管理施設	河川	554 河川 (流路延長2,819 km)
	ダム	13 箇所
	水門	4 基
	樋門	492 基
海岸保全施設	堤防・護岸	11.5 km
	突堤（ヘッドランド含む）	1.5 km
	離岸堤（人工リーフ含む）	10.3 km
	消波堤	7.9 km
砂防関係施設	砂防設備（砂防えん堤、床固工）	1,370 基
	地すべり防止施設 （集水井、横ボーリング等）	1,317 基
	急傾斜崩壊防止施設 （擁壁工、法枠工、落石防護柵工）	2,625 施設
	雪崩防止施設 （擁壁工、雪崩防止柵・防護柵工）	36 施設
治山施設	治山・地すべり防止施設	4,700 基
	地すべり防止施設 （農村整備関係）	41 地区
港湾施設	重要港湾	1 港湾
	地方港湾	2 港湾
空港土木施設	空港	2 空港
	米沢ヘリポート	1 箇所
林道施設	道路	39.5 km
	橋梁（橋長4m以上）	9 橋
漁港施設(水域含む)・ 海岸保全施設	漁港	6 漁港
交通安全施設	交通信号機	1,814 基

③ 公営企業資産

本県が保有又は管理する公営企業資産の令和5年度末の状況は、浄化センター処理施設4施設、電気事業施設16施設、病院施設4病院などとなっている。【表4】

【表4】 公営企業資産の保有状況 (令和5年度末現在)

施設類型		施設	数量	備考
下水道施設		浄化センター処理施設	4施設	
		幹線管渠	158 km	
		ポンプ場	6施設	
企業局施設	電気事業	水力発電所	14施設	
		太陽光発電所	1施設	
		風力発電所	1施設	
	工業用水道事業	浄水場	3施設	
		導送水管	43.9 km	
	資産運用事業	県民ゴルフ場、緑町会館、 県営駐車場	各1施設	
	水道用水供給事業	浄水場	5浄水場	
		導送水管	257.7 km	
	—	職員公舎	4棟	延床面積 3,214 m ²
病院事業局施設		病院施設	4病院	延床面積 125,715 m ²
		職員公舎	11棟	延床面積 11,739 m ²
		院内保育所	2棟	延床面積 429 m ²

④ 地方独立行政法人資産

本県が設立団体となっている地方独立行政法人資産の令和5年度末の状況は、大学施設3校、病院施設2病院となっている。【表5】

【表5】 地方独立行政法人資産の保有状況 (令和5年度末現在)

法人名称	施設	数量	備考
山形県公立大学法人 (山形県立米沢栄養大学) (山形県立米沢女子短期大学)	大学施設	2校	延床面積 24,041 m ²
	職員宿舎	1棟	延床面積 1,206 m ²
公立大学法人 山形県立保健医療大学	大学施設	1校	延床面積 16,607 m ²
	職員宿舎	1棟	延床面積 1,565 m ²
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 (日本海総合病院) (日本海酒田リハビリテーション病院)	病院施設	2病院	延床面積 66,555 m ² (附属棟を含む)
	職員宿舎	6棟	延床面積 8,038 m ²
	院内保育所	1棟	延床面積 466 m ²

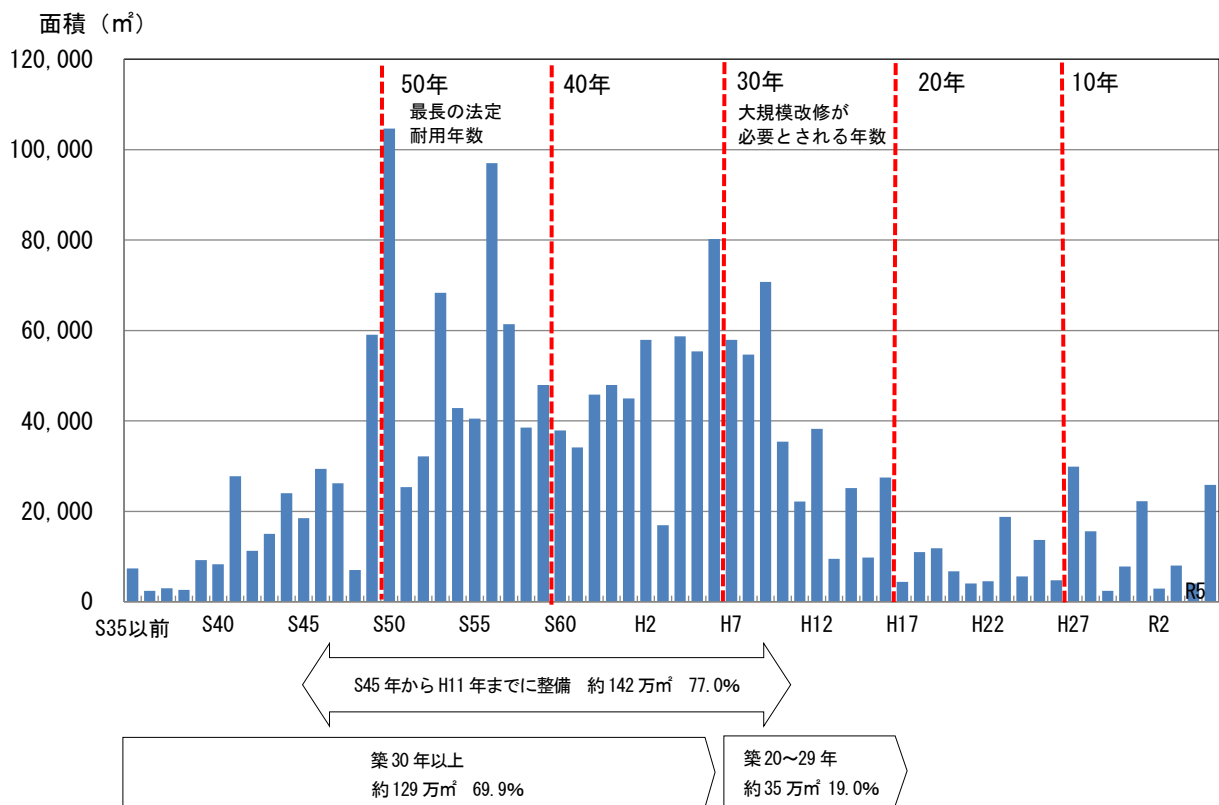
(2) 老朽化の現状

① 一般財産

本県が保有する一般財産の建物は、昭和45年から平成11年までに整備されたものが延床面積割合で約77%を占め、昭和50年、昭和56年及び平成7年前後に建築のピークが到来している。【図5】

公有財産台帳に登録されている建物4,001棟（令和5年度末現在）の平均築年数は約35年で一般的に大規模な改修工事が必要とされる建築後30年を経過した建物が、延床面積割合で全体の約70%に達するなど老朽化が進行している。仮に、令和5年度末現在の建物延床面積をそのまま保持した場合、10年後には、建築後30年を経過した建物が全体の約89%に急増するほか、昭和50年から昭和59年までに建築された建物が、最長法定耐用年数である50年に到達することになる。【図5】

【図5】 建物（一般財産） 建築年度別延床面積（令和5年度末現在）



主な建物の法定耐用年数（財務省令より）

鉄骨鉄筋コンクリート造	事務所用：50年、住宅・学校・体育館用：47年、病院用：39年
鉄筋コンクリート造	事務所用：50年、住宅・学校・体育館用：47年、病院用：39年
鉄骨造	事務所用：38年、住宅・学校・体育館用：34年、病院用：29年

② インフラ資産

本県が保有するインフラ資産についても老朽化が進行しており、昭和30年から昭和50年頃の高度経済成長期に整備された多くの施設が更新時期を迎え、今後、これら施設の更新又は改修に係る経費の増大が見込まれる。【表6】

【表6】インフラ資産の老朽化の状況

施設類型	主な施設等	建設後50年以上経過する施設割合			備考
		R5年度末	10年後	20年後	
道路管理施設	橋梁	37%	59%	78%	施設数割合
	トンネル	14%	31%	67%	施設数割合
都市公園施設	公園	0%	33%	50%	施設数割合
河川管理施設	ダム	31%	46%	69%	施設数割合
	水門・樋門	31%	66%	91%	施設数割合
海岸保全施設	堤防・護岸	56%	98%	98%	施設延長割合
砂防関係施設	砂防設備（砂防えん堤、床固工）	37%	55%	73%	施設数割合
港湾施設	（港湾）護岸・防波堤など	33%	61%	76%	施設数割合
空港土木施設	（空港）滑走路・誘導路など	0%	36%	100%	施設数割合
漁港施設（水域含む）・海岸保全施設	（漁港）岸壁・防波堤など	17%	25%	56%	施設延長割合

③ 公営企業資産

今後、建設後50年以上経過する施設が増加し、20年後には下水道施設で43%、企業局施設では約70%となり、施設の更新又は改修に係る経費の増大が見込まれる。

病院事業局施設については、現在、病院1施設（14%）が建設後30年以上を経過しており、10年後には65%に増加するため、施設の更新又は改修に係る経費の増大が見込まれる。

【表7】

【表7】公営企業資産の老朽化の状況

施設類型	主な施設等	建設後50年以上経過する施設割合			備考
		R5年度末	10年後	20年後	
下水道施設	幹線管渠	0%	7%	43%	施設延長割合
企業局施設	水道用水供給事業施設 導送水管	0%	23%	64%	管路延長割合
	工業用水道事業施設 導送水管	0%	43%	72%	管路延長割合
病院事業局施設	病院施設	建設後30年以上経過する施設割合			備考
		R5年度末	10年後	20年後	
		14%	65%	65%	延床面積割合

④ 地方独立行政法人資産

地方独立行政法人資産については、昭和47年から昭和59年に整備された山形県公立大学法人の大学施設等が大規模改修時期を迎えている。【表8】

【表8】地方独立行政法人資産の老朽化の状況

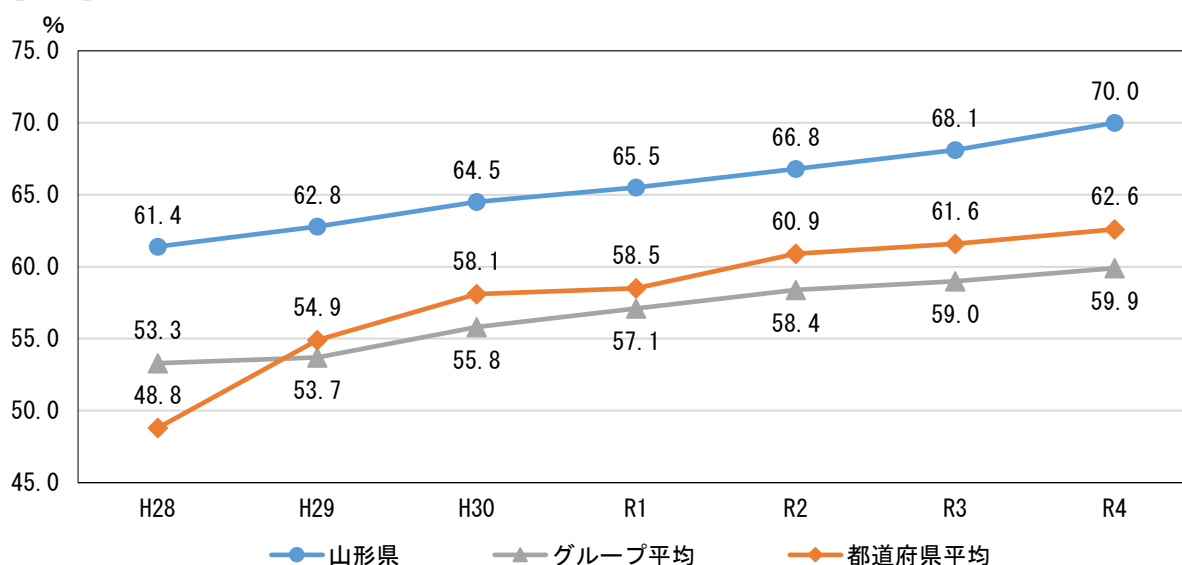
法人名称	主な施設等	建設後30年以上経過する施設の割合			備考
		R5年度末	10年後	20年後	
山形県公立大学法人 (山形県立米沢栄養大学) (山形県立米沢女子短期大学)	大学施設	68%	80%	100%	延床面積割合
公立大学法人 山形県立保健医療大学	大学施設	0%	100%	100%	延床面積割合
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 (日本海総合病院) (日本海酒田リハビリテーション病院)	病院施設	88%	92%	98%	延床面積割合

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等（公営企業施設除く。）の有形固定資産減価償却率については、総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月）に基づき、平成28年度から算出している。本県をみると、全期間において都道府県平均及びグループ平均を上回っており、老朽化比率が高い水準となっている。【図6】

（グループとは、財政力指数の高低によってA～Eに分類したもので、本県は0.300以上0.400未満のDグループに属している。）

【図6】有形固定資産減価償却率の推移



資料：「財政状況資料集」総務省

【有形固定資産減価償却率】

本県が所有（固定資産台帳に登録）している一般会計等に属する有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品を除く償却資産（建物や工作物等）の取得価格等に対する減価償却累計額の割合であり、この比率が高いほど、耐用年数に近い資産が多いことを示し、資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができる指標。

(4) これまでの取組み

① 総量縮小

県立高校の再編整備や職員公舎の集約など、県有施設（一般財産）の統廃合による総量縮小に取り組んできた。また、平成26年度から令和5年度までの10年間で、108物件25億6千万円の売却処分を行った。【表9】

令和5年度末現在、公有財産台帳に登録されているもので、土地面積は約2,060万㎡、建物延床面積は約184万㎡となっており、平成25年度末（基本方針策定時）の土地面積約2,082万㎡、建物延床面積約187万㎡と比較すると、それぞれ約22万㎡、約3万㎡減少している。

【表10】

【表9】 県有財産の売却による歳入

単位：億円

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
歳入額	2.9	2.9	1.5	3.1	1.8	2.2	1.6	0.8	0.8	8.0

【表10】 一般財産における総量縮小の状況

区 分	平成25年度末 (基本方針策定時)	令和5年度末	増 減
土地面積	20,823,562㎡	20,595,142㎡	▲228,420㎡ (▲1.1%)
建物延床面積	1,873,945㎡	1,844,737㎡	▲29,208㎡ (▲1.6%)

② 県有財産の長寿命化

一般財産施設、インフラ施設、公営企業施設及び地方独立行政法人施設において、長寿命化対策の実施内容、実施時期及び経費見込み等を示した個別施設計画を策定し【表11】、本計画に基づき施設の長寿命化及び維持管理コストの低減に取り組んだ。

【表11】 個別施設計画の策定状況

財産区分	平成25年度末 (基本方針策定時)	令和5年度末	主な施設
一般財産	1計画	6計画	公共施設、学校施設など
インフラ資産	12計画	28計画	道路管理施設、河川管理施設など
公営企業資産	計画なし	3計画	企業局施設、病院施設など
地方独立行政法人資産	計画なし	3計画	公立大学法人施設、病院施設

③ 維持管理コストの低減

設備更新時の高効率化による省エネの促進、施設の効率的な利用、複数施設の維持管理業務委託を一括発注する取組みの推進などにより、一般財産施設については、概ね基本方針策定時（H25年度）のトータルコスト15,900円以下となっている。【表12】

【表 12】一般財産施設における県民 1 人当たりの負担額（トータルコスト）

単位：円

年 度	H25 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
負担額	15,900	16,200	16,000	14,800	14,800	15,500	15,100	15,700	16,100	15,600	15,700

※百円未満切り上げ

④ 県有財産の有効活用

条件付一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付、定期借地権設定による県有地の貸付、県有施設へのネーミングライツ、建物空間を利用した広告掲示事業等により、計画期間において、毎年度 1.5 億円の歳入を確保している。【表 13】

【表 13】県有財産の有効活用による歳入

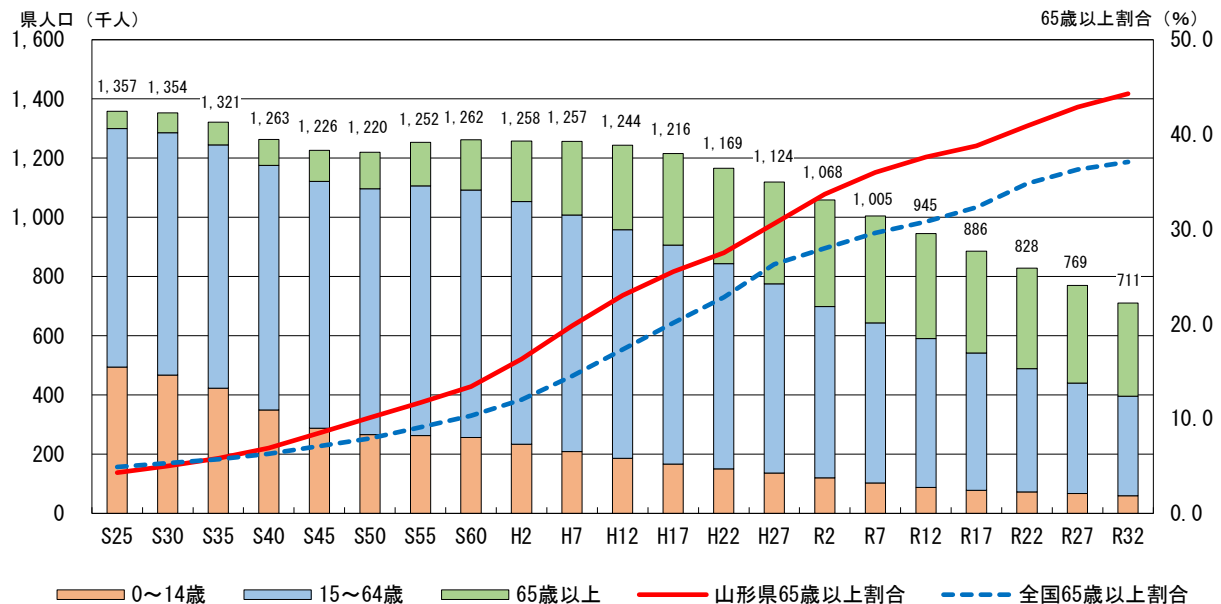
単位：億円

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
歳入額	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5

(5) 人口の今後の見通し

本県の人口は、令和 2 年において 106 万 8 千人であるが、令和 12 年には 94 万 5 千人（▲9.5%）、令和 32 年には 71 万 1 千人（▲33.4%）にまで減少すると見込まれている。【図 7】

【図 7】本県人口の推移（R 7 以降は推計値）



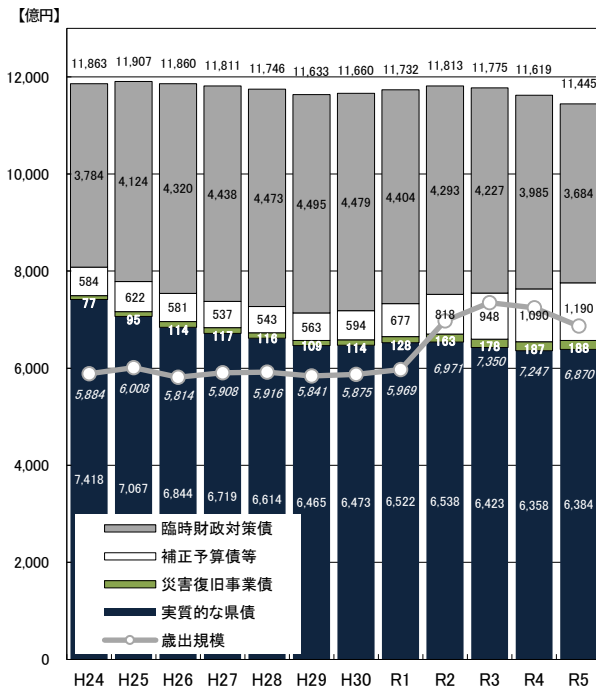
資料：「日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

(6) 財政状況

県財政は、社会保障関係経費（一般行政費を含む）や公債費が引き続き高い水準で推移することなどにより、今後も厳しい状況が想定される。【図8、9、10】

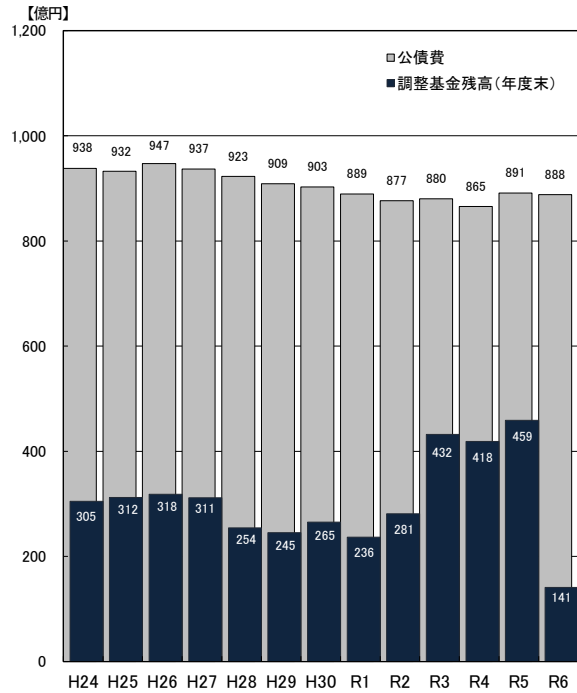
こうした中で、財政負担の軽減を図るため、県有財産の総量縮小による維持管理コストの低減、県有財産の売却や有効活用による歳入確保など、効率的な管理及び効果的な利活用の取り組みがより一層求められる。

【図8】 県債残高の推移



注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
注2：補正予算債等には「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費」を含む。

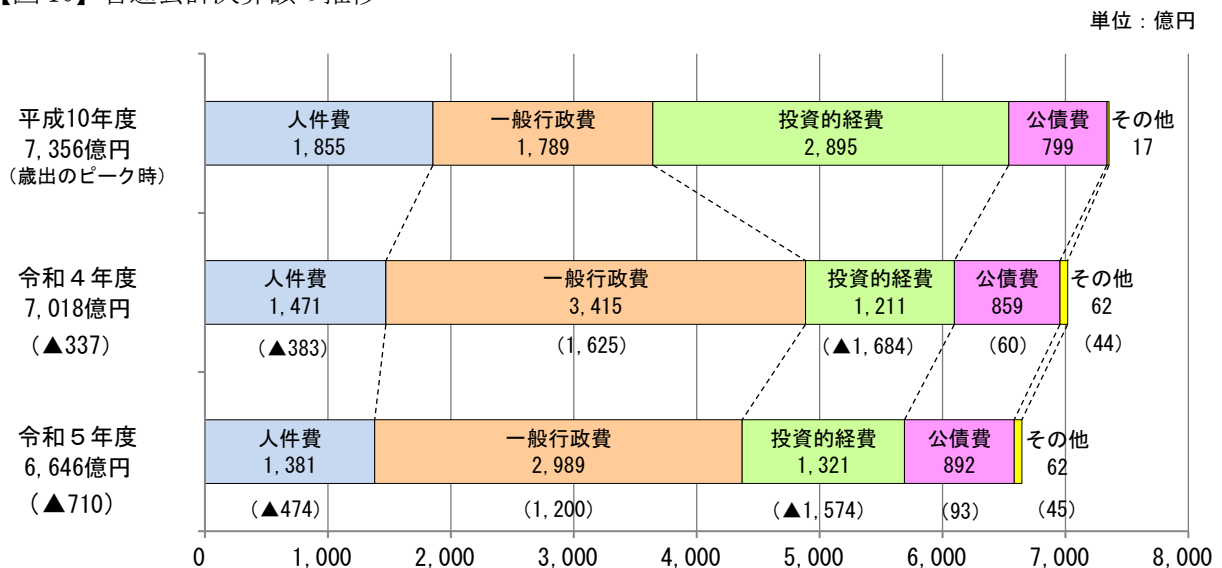
【図9】 公債費と調整基金残高の推移



注1：公債費は借換債及び特定資金（NTT無利子貸付分）償還費を除く。
注2：調整基金残高は、その当時の調整基金の定義に基づく。

- ・H24～H25：財調+県債（一般）+県有
- ・H26～：財調+県債（一般）

【図10】 普通会計決算額の推移



※端数処理の関係上、合計額が一致しない場合がある。

(7) 県有施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み

令和5年度末現在における長寿命化計画の対象施設が、増減することなく、更新しながら存続し続けることを前提に、長寿命化対策（予防保全型維持管理）を行った場合と、耐用年数経過時に単純更新（事後保全型維持管理）を行った場合について、令和6年度から10年間と30年間の経費見込みをそれぞれ機械的に試算するとともに、長寿命化対策の効果額等を算出する。

試算の条件等は以下の通り。

【試算条件等】

- ① 試算期間：令和6年度から令和35年度までの30年間
- ② 対象施設：長寿命化計画等の対象となる県有施設（地方独立行政法人資産を除く）
 - 【建物】
公共施設、行政施設、学校施設、警察施設、病院施設、県営住宅、職員公舎
 - 【インフラ施設】
道路管理施設、河川管理施設、都市公園施設、海岸保全施設、砂防関係施設、治山施設、港湾施設、空港土木施設、林道施設、漁港施設、下水道施設、交通安全施設、電気事業施設、水道用水供給施設
- ③ 試算内容：建物とインフラ施設それぞれについて、「耐用年数経過時に単純更新した場合」と「長寿命化対策（改修）を実施した場合」に分けて試算。
- ④ 前提条件：令和5年度末現在における長寿命化対策の対象施設が増減することなく、更新しながら存続し続けることを前提とする。
- ⑤ 区分の定義
 - 維持管理・修繕：機能維持のための保守及び修繕などに要する経費
 - 改修：耐震工事、長寿命化対策工事などの機能向上に要する経費
 - 更新等：更新（建替）及び解体に要する経費
 - 長寿命化：施設類型ごとの長寿命化計画の目標使用年数経過時に更新（建替）する場合
 - 単純更新：法定耐用年数経過時に更新（建替）する場合
 - 現在要している経費：維持管理・修繕、改修、更新等に現在要している経費（予算額）
- ⑥ 算定方法
 - 維持管理・修繕：例年要する保守費及び修繕費の直近5か年平均
 - 改修：過去実績又は積算ソフト等により改修費を算定
 - 更新等：過去実績又は積算ソフト等により更新（建替）及び解体費を算定
 - 現在要している経費：維持管理・修繕、更新等に要した経費の直近5か年平均
 - 【積算ソフト】文部科学省コスト試算ツール、保全マネジメントシステムなど
- ⑦ その他：試算に当たっては、各施設における老朽化の程度や物価変動などは考慮しておらず、今後の使用状況や物価変動等により、実際の経費と異なる可能性がある。

① 今後10年間の経費の見込み

建物において、長寿命化対策を行った場合の総額（ア）は約1,121億円（年平均約112億円）であり、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は約2,064億円（年平均206億円）となり、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で約943億円、年間約94億円が見込まれる。【表14】

【表14】建物における維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

単位：億円

区分	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化対策 合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (予算額)
普通会計	143	721	151	1,015	2,022	▲1,007	103
公営企業会計	42	64	0	106	42	64	39
合計	185	785	151	1,121 (ア)	2,064 (イ)	▲943 (ウ)	142
(年平均)	19	79	15	112	206	▲94	—

インフラ施設において、長寿命化対策を行った場合の総額（ア）は約2,912億円（年平均約291億円）であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は約5,435億円（年平均544億円）となり、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で約2,523億円、年間約252億円が見込まれる。【表15】

【表15】インフラ施設における維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

単位：億円

区分	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化対策 合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (予算額)
普通会計	1,176	156	542	1,874	4,074	▲2,200	179
公営企業会計	331	151	556	1,038	1,361	▲323	78
合計	1,507	307	1,098	2,912 (ア)	5,435 (イ)	▲2,523 (ウ)	257
(年平均)	151	31	110	291	544	▲252	—

【普通会計】公営企業会計以外に関する会計

【公営企業会計】下水道施設、企業局施設、病院事業局施設に関する会計

② 今後30年間の経費の見込み

建物において、長寿命化対策を行った場合の総額(ア)は約4,489億円(年平均約150億円)であり、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額(イ)は約5,391億円(年平均約180億円)となり、長寿命化対策を行った場合の効果額(ウ)は総額で902億円、年間約30億円が見込まれる。現在要している経費(エ)は年間約142億円であり、仮に今後もこの予算額を維持できたとしても、長寿命化対策を行うためには、年間約8億円 [(オ)-(エ)] 不足することとなる。

【表16、図12】

【表 16】 建物における維持管理・更新等に係る経費の見込み (30 年間)

単位：億円

区 分	維持管理 ・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化対策 合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (予算額)
普通会計	373	1,619	2,134	4,126	4,956	▲830	103
公営企業会計	125	196	42	363	435	▲72	39
合 計	498	1,815	2,176	4,489 (ア)	5,391 (イ)	▲902 (ウ)	142 (エ)
(年平均)	17	61	73	150 (オ)	180	▲30	—

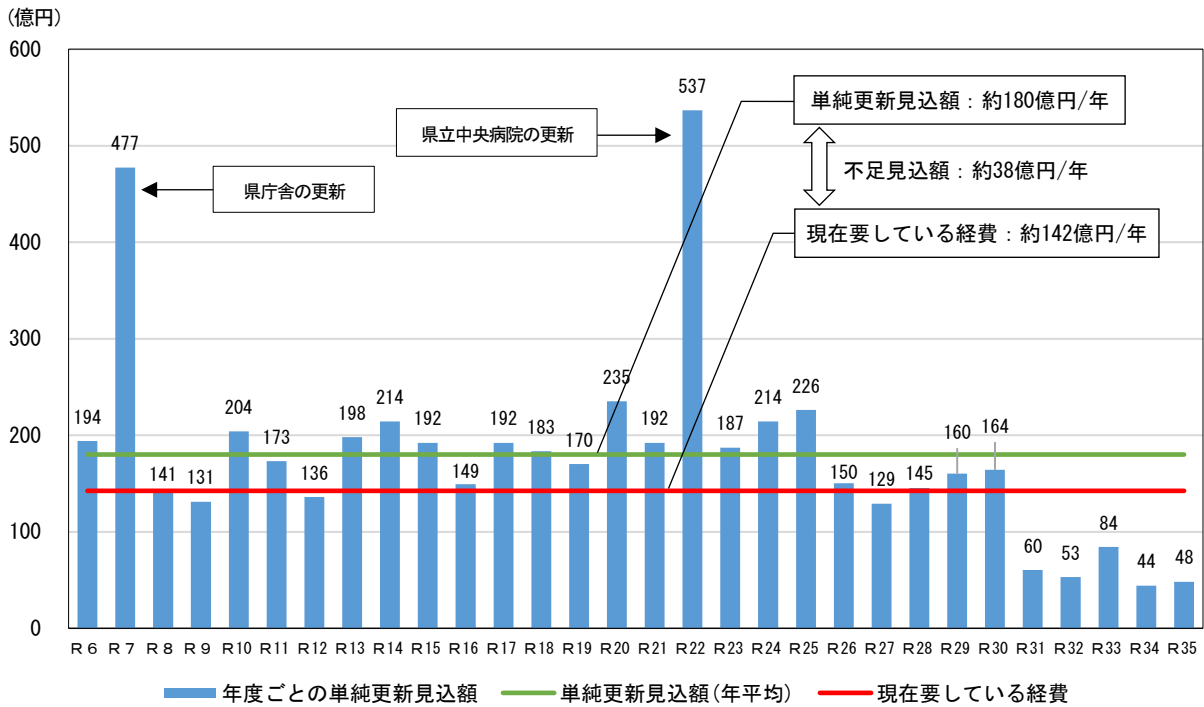
インフラ施設において、長寿命化対策を行った場合の総額(ア)は約1兆10億円(年平均約334億円)であり、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額(イ)は約1兆7,982億円(年平均約599億円)となり、長寿命化対策を行った場合の効果額(ウ)は総額で7,972億円、年間約266億円が見込まれる。現在要している経費(エ)は年間約257億円であり、仮に今後もこの予算額を維持できたとしても、長寿命化対策を行うためには、年間約77億円 [(オ)-(エ)] 不足することとなる。【表17、図14】

【表 17】 インフラ施設における維持管理・更新等に係る経費の見込み (30 年間)

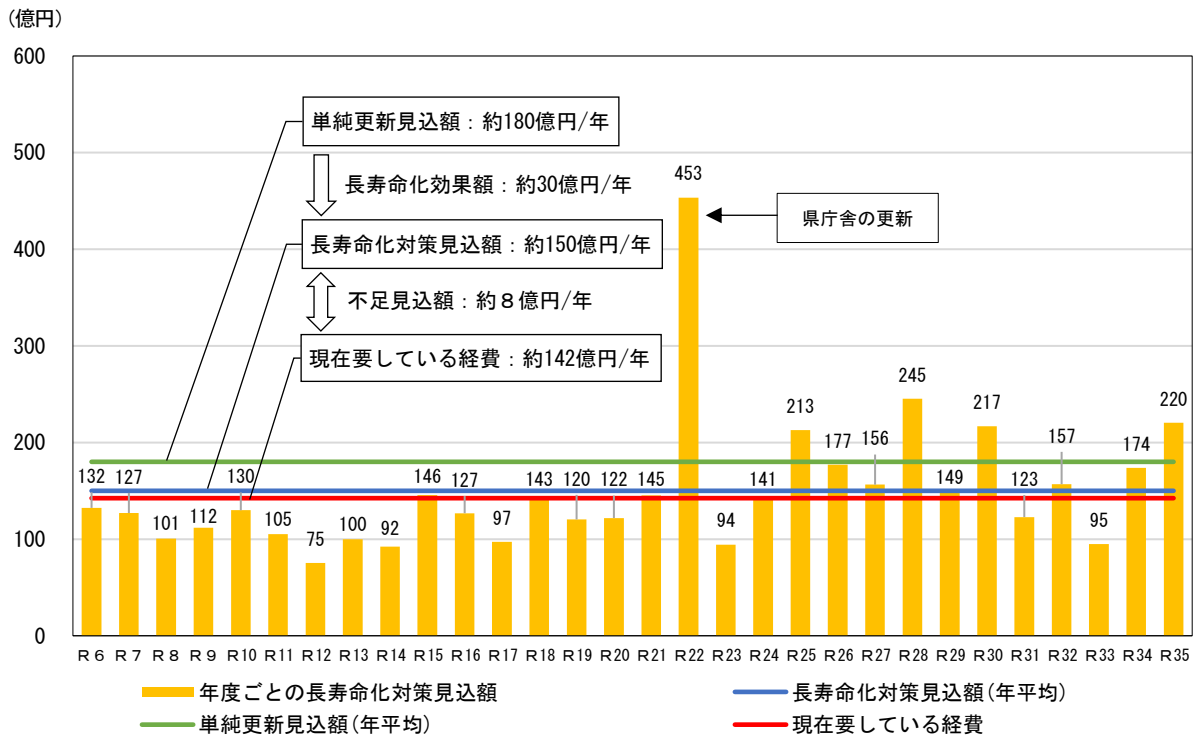
単位：億円

区 分	維持管理 ・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化対策 合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (予算額)
普通会計	4,778	455	2,211	7,444	14,312	▲6,868	179
公営企業会計	973	484	1,109	2,566	3,670	▲1,104	78
合 計	5,751	939	3,320	10,010 (ア)	17,982 (イ)	▲7,972 (ウ)	257 (エ)
(年平均)	192	31	111	334 (オ)	599	▲266	—

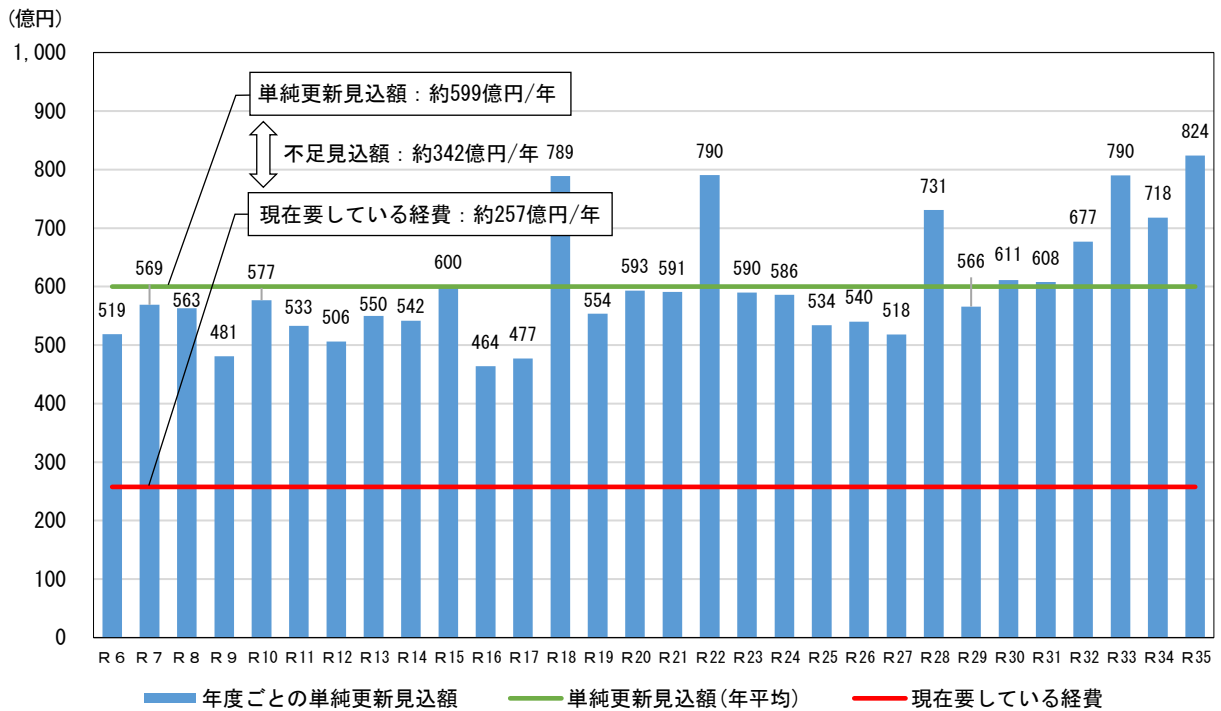
【図 11】 建物（単純更新：法定耐用年数経過時に更新する場合）



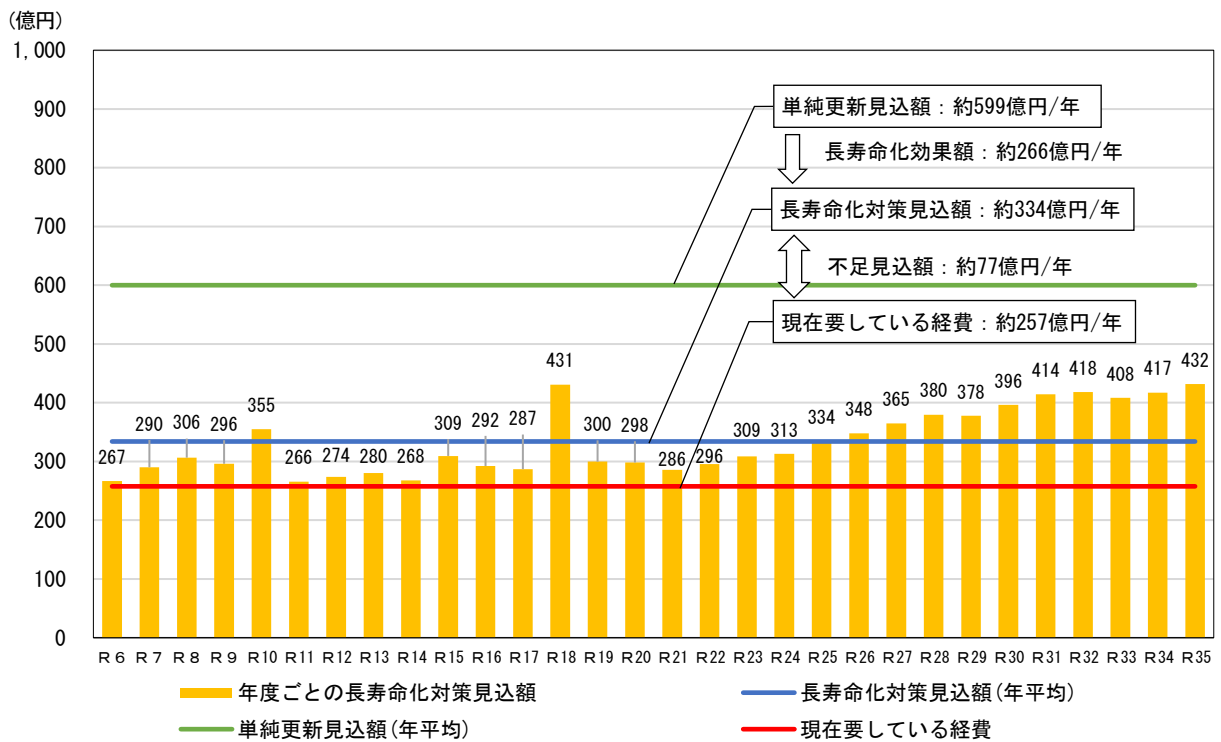
【図 12】 建物（長寿命化対策：長寿命化計画の目標使用年数経過時に更新する場合）



【図 13】 インフラ施設（単純更新：法定耐用年数経過時に更新する場合）



【図 14】 インフラ施設（長寿命化対策：長寿命化計画の目標使用年数経過時に更新する場合）



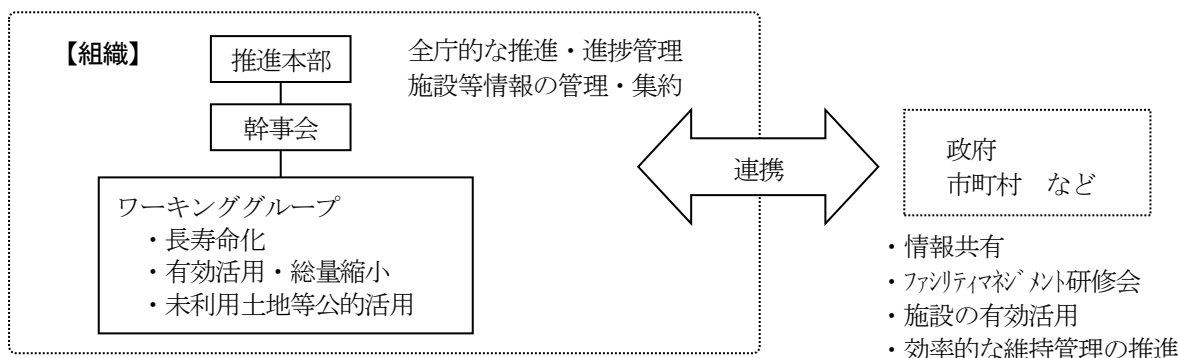
4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

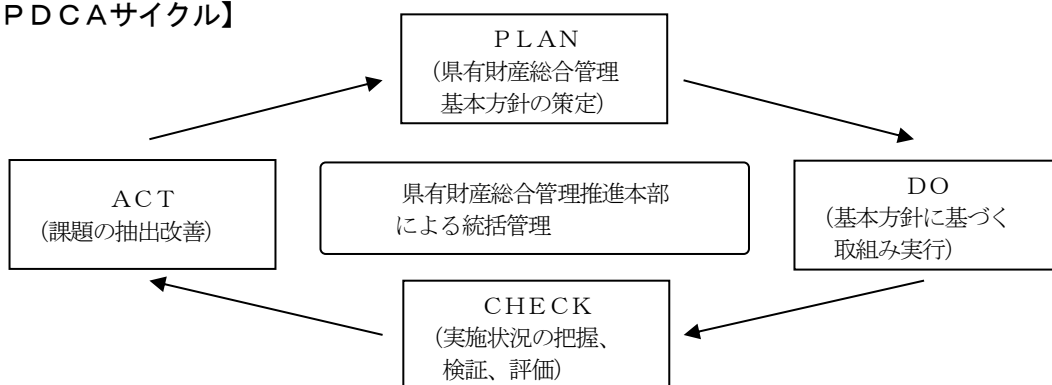
部局横断的な体制である「山形県県有財産総合管理推進本部」を中心として、全庁的な合意の下に基本方針に基づく取組みを推進し、PDCAサイクルを活用した取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組みを行う。評価結果等については、県民へ情報提供を行うとともに、本結果等に基づき、基本方針の内容の変更が必要と判断される場合には、計画期間内であっても見直しを行う。

また、関係職員向けの研修会等を実施し、基本方針や取組み方策を職員に定着させるとともに施設管理におけるスキル向上を図る。

【推進体制】



【PDCAサイクル】



① 広域連携（政府や市町村との連携）

山形地区国公有財産最適化連絡協議会（事務局：東北財務局山形財務事務所）の開催等を通し、政府、市町村との間で財産に関する情報を共有するとともに、まちづくりの視点等を踏まえた各種計画とも連携しながら、財産の有効活用を図る。また、学校施設については、市町村と再編整備計画について情報共有等を行い、連携を検討する。

インフラ資産については、政府や市町村など他の施設管理者との情報共有や課題解決のための連携を深め、効果的・効率的な維持管理や長寿命化対策を推進する。また、国土交通省で検討を進めている、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントする取組みの導入について検討を行う。

【山形県県有財産総合管理推進本部】

県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用する取組みを全庁的に推進することを目的として県庁内に設置された組織

【山形地区国公有財産最適化連絡協議会】

国公有財産に係る情報の交換・共有を図るため、政府、県、市町村で構成された協議会

② 財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス（活用や処分に関する基本方針）

財産の利活用・売却等については、以下のプロセスにより、様々な観点から全庁的に利活用の方法を十分に検討するものとする。なお、地元市町村等における公益的活用や地域振興等を目的とした活用に配慮して優先的に処分することにより、公共サービスの向上を図るものとする。

- ア 財産の管理を所管する部局内での利活用の検討
- イ 全庁的な利活用の検討
- ウ 市町村等への情報提供、公共的団体等による利活用の確認
- エ 利活用がない場合、民間等への売却や貸付、又は建物の解体

（2）現状や課題に関する基本認識

① 今後見込まれる人口減少と施設マネジメント

令和2年の本県人口は約1,068千人であるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年には約945千人（▲9.5%）、令和32年には約711千人（▲33.4%）にまで減少すると見込まれている。また、高校生が属する年齢区分（15～19歳）をみると、令和2年の48千人から令和32年は23千人（▲52.1%）にまで減少すると見込まれている。このような人口減少の加速に適応していくため、県有財産の集約化、解体等による総量縮小を推進し、維持管理コストの低減を図るとともに、維持管理の担い手不足に対応した施設マネジメントが必要である。

また、行政需要の減少や集約化等により未利用となった施設の一部を民間に貸し付ける、広告媒体として庁舎や公共施設等に企業広告を導入するなど、県有財産を経営資産と捉え、有効活用を図ることが必要である。

② 施設の老朽化

令和5年度末現在、公有財産台帳に登録されている建物4,001棟の平均築年数は35年で、一般的に大規模改修が必要とされる建築後30年を経過した建物が、延床面積割合で66%となっている。また、インフラ施設についても老朽化が進み、令和5年度末現在、建設後50年以上経過した施設割合は、道路管理施設の橋梁が37%、河川管理施設の水門等が31%であり、30年後には、いずれもほぼ100%となる見込みである。今後、これらの施設の改修及び更新に係る費用の増大が見込まれることから、県有施設の長寿命化を推進し、施設機能の維持向上及び安全性を確保しつつ、更新コストの低減や財政負担の平準化を図ることが必要である。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

4（2）「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、今後も県民に対する行政サービスを維持向上させていくため、次の3つの柱に基づく取組みを着実に実施し、財政負担の軽減・平準化を図る。

課題に対応するための取組みの3つの柱

- （1）県有財産の総量縮小
- （2）県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減
- （3）県有財産の有効活用

(1) 県有財産の総量縮小

施設の利用状況、管理経費、建物性能等の評価（アセスメント）を実施のうえ利活用の方向性を検討し、施設の集約化・解体、利活用が見込めない土地の売却などにより、総量縮小を図る。

インフラ資産及び公営企業資産については、施設類型ごとの特性や経営的な視点、県民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤としての役割を踏まえ、総量の適正化を図る。

① 施設の集約化・解体の推進

(一般財産)

- ・ 県有施設の適正配置を図り、施設の集約化を推進する。
- ・ 更新時期にある庁舎等については、改修等により他施設（国又は市町村が保有する施設を含む）との更新時期の調整を図り、合築を行うことにより総量縮小を進める。
- ・ すでに利活用が終了した施設については、計画的に解体を行う。
- ・ 職員公舎については、入居率や需要等を検証しながら総量の適正化を図る。
- ・ 用途廃止や集約化等により不要となる施設については、売却も含めた利活用について検討し、今後の利活用が見込めない場合は解体を行う。

(インフラ資産・公営企業資産)

- ・ 社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性を踏まえ、更新を要しないと判断される場合は、廃止や集約化を検討する。

(2) 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用を行う施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設機能の維持向上及び安全性を確保しつつ、改修・更新等に係る財政負担の軽減及び平準化を図る。また、維持管理の効率化により、維持管理コストの低減を図る。

各財産の特性や維持管理・更新等に係る取組み状況等を踏まえ、必要に応じて個別施設計画を見直し、これに基づき維持管理・更新等を推進する。

① 点検・診断等の実施方針

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

関係法令や施設のマニュアル等に基づき、点検・診断等を定期的・日常的に実施することにより、施設の劣化や損傷等を早期発見し、事故等を未然に防止するとともに、早期対応により修繕等の経費を抑えつつ、施設の長寿命化を図る。

(一般財産)

各施設における日常の管理・保全業務の最適化を図るため、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」の活用を促し、施設管理者への技術面でのサポート体制を強化する。

② 維持管理・更新等の実施方針

(一般財産)

- ・ 施設維持管理委託業務について、複数施設の一括発注を推進し、効率的かつ効果的な維持管理によりコスト低減を図る。さらに、複数業務かつ複数施設の業務を一括発注する拡大型一括発注の試行拡大を図る。

- ・施設又は設備の整備において、再生可能エネルギーの活用や省エネなど環境配慮型の設備等の導入に努め、既存施設の照明のLED化、大規模改修時のZEB化の検討など、維持管理コストの低減に向けた取組みを推進する。
- ・ライフサイクルコストや将来の転用を踏まえた施設計画を行う。

(インフラ資産)

- ・個別施設計画に基づき着実に対策を実施するため、各施設の修繕額、更新投資額の推計の精度を高めながら、維持管理、更新等に係るトータルコストの低減と財政負担の平準化を図る。
- ・維持管理方法の検討に当たっては、AIやドローン等の新技術の導入や複数の管理方法を検討するなど、最適な維持管理を図る。
- ・ドローンによる巡視、点検、センサーによるモニタリング等、デジタル技術を活用した維持管理の高度化・効率化を推進する。
- ・個別施設の計画諸元や点検・診断・修繕等の履歴等を台帳等として記録、蓄積し、効果的かつ効率的な維持管理を行う。

(公営企業資産)

- ・各種点検や診断により施設等の現状を把握し、必要な対策を適切な時期に効率的、効果的に実施する。
- ・実施時期については、関連工事を可能な限り同時期に集約し、施設利用者等への影響が最小となるよう配慮する。

(地方独立行政法人資産)

点検・診断等の結果を踏まえ、利用者の安全性、施設運営に支障をきたすことのないよう、優先順位を考慮した計画的な維持管理・更新等を実施する。

③ 安全確保の実施方針

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

点検、診断等により、施設の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に実施することにより、事故等を未然に防止し、施設の安全確保を図る。

(一般財産)

老朽化等により使用されず、かつ今後の利用見込みがないと判断された建物については、立入禁止などの必要な安全措置を講じる。

(インフラ資産)

一般の立入りを制限する施設については、安全柵などを設置する。老朽化による危険箇所については、補修工事完了まで立入禁止、利用停止とする。

④ 耐震化の実施方針

(一般財産)

平成25年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正により、耐震性が確保されていない全ての建物について、耐震診断の実施及び必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられたことを踏まえ、防災拠点は耐震化が完了しているが、それ以外の県有施設も施設の使用状況等に応じて耐震化に努めていく。

【ZEB】

NetZeroEnergyBuilding (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物をいう。

(インフラ資産)

緊急輸送道路上や孤立集落アクセスルート上の橋梁の耐震補強や架替更新対策を推進する。

(公営企業資産)

- ・建物 は 建築基準法の耐震基準を満たしている。
- ・インフラ施設は耐震化計画に基づき、耐震化を実施する。

(地方独立行政法人資産)

建築基準法の耐震基準を満たしている。

⑤ 長寿命化の実施方針

(一般財産)

- ・「山形県県有建物長寿命化指針」及び個別施設計画に基づき、施設の現状、将来の行政需要の変化及び利用計画を踏まえたうえで、長寿命化を推進する。
- ・長寿命化の実施に当たっては、築年数及び施設規模等により選定した施設を対象に劣化度診断を行い、建物や設備の劣化状況を適切に把握し、個別施設計画に反映していく。また、個別施設計画に基づき、予防保全対策の必要な施設の優先順位を判断し、経費を平準化したうえで計画的に対策工事を実施していく。
- ・施設情報及び保全情報等を保全マネジメントシステム（BIMMS）に記録し、個別施設計画に反映させることにより、本計画に基づいたメンテナンスサイクルを確立し、維持管理や長寿命化、更新等を効率的かつ計画的に推進していく。

(インフラ資産)

- ・安全・安心の確保、長期的なコスト低減、予算の平準化の基本的方針を達成するために、長期的な視点に立ち複数の管理方法を仮定して、将来かかる費用をシミュレーションすることで最適な管理方法を選定して実施する。
- ・長寿命化計画に基づく予防保全の取組みを推進し、長寿命化を図る。また、社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえ、適切に長寿命化計画の見直しを行う。

(公営企業資産)

- ・予防保全の考えに基づき、計画的な改修・修繕等を図り、施設の長寿命化を推進する。

(地方独立行政法人資産)

- ・建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。
- ・点検、診断等の結果に基づき中長期修繕計画等を見直し、その見直しに当たっては、ライフサイクルコストを考慮した計画とする。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑦ 脱炭素化の推進方針（環境配慮）

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

施設・設備の整備において、再生可能エネルギーの活用や省エネなど環境配慮型の設備等の導入に努め、既存施設の照明のLED化、大規模改修時のZEB化の検討など、脱炭素化に向けた取組みを推進する。

⑧ 民間活力の活用

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

民間委託や指定管理者制度による施設運営等の取組みを引き続き推進する。

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産)

施設の整備や運営に当たっては、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用することが有効な場合があることから、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づき、検討の対象となる事業について、PPP/PFI手法等の民間活力の導入を基本とし、効率的な維持管理を推進する。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(一般財産)

長寿命化対策の実施に当たっては、施設管理者、施設所管部局、営繕担当部局、管財担当部局等の関係機関が連携しながら推進する。

(インフラ資産)

施設管理者として体制の充実を図るほか、担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要な体制を構築する。

(3) 県有財産の有効活用

未利用施設や庁舎（一般財産）の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用、企業広告の導入拡大など県有財産の有効活用により歳入確保を図る。

(一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

- ・ 県有財産を有効に活用するため、未利用財産や施設の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用などを進める。
- ・ 県民サービス向上等の観点から導入している自動販売機や広告付掲示板の設置場所貸付制度について、導入拡大を図る。
- ・ 施設等への企業広告の導入拡大やネーミングライツの制度周知など、県有財産の広告媒体としての有効活用を推進する。

6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に関する考え方は、施設の特性により多岐にわたることから、「5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、施設類型ごとに長寿命化計画の対象となる施設について記載する。

目次

一般財産（建物）	公共施設、職員公舎、その他庁舎等	26
一般財産（建物）	学校施設	28
一般財産（建物）	警察施設	29
一般財産（建物）	県営住宅	30
道路管理施設		31
都市公園施設		33
河川管理施設		34
河川管理施設（ダム）		35
海岸保全施設		36
砂防関係施設		37
治山施設		39
治山施設（農村整備関係）		40
港湾施設		41
空港土木施設		42
林道施設		43
漁港施設（水域含む）・海岸保全施設		44
交通安全施設		45
下水道施設		46
企業局施設		47
病院事業局施設		49
地方独立行政法人施設（山形県立米沢栄養大学、山形県立米沢女子短期大学）		50
地方独立行政法人施設（公立大学法人山形県立保健医療大学）		51
地方独立行政法人施設（地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構）		52

施設類型	一般財産（建物）	担当課	管財課
対象施設	公共施設、職員公舎、その他庁舎等		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

- ・県民や職員が常時利用し、延床面積が200㎡を超える非木造の建物を対象とする。
- ・総合文化芸術館や県立図書館などの公共施設、職員公舎、県庁舎や工業技術センターなどのその他庁舎等に分類され、311棟、490,956㎡となっている。

(令和5年度末現在)

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(㎡)
公共施設	集客施設、大学・各種学校など	82	137,081
職員公舎	職員公舎	101	101,053
その他庁舎等	行政施設、試験研究施設など	128	252,822
	計	311	490,956

(2) 現状と課題

今後見込まれる人口減少に対応していくため、県有財産の集約化、解体等により総量縮小を推進し、維持管理コストの低減を図る必要がある。

建築された年度別に延床面積を見た場合、現在の県庁舎が完成した昭和50年度がピークとなっており、建築後30年を経過した建物が全体の約64%に達する等、老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の法令・規則などに基づき、点検などを行う。

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則
- ・県有施設の定期点検等技術基準
- ・県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領
- ・県有施設日常点検管理の手引き

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・更新時期にある庁舎等については、改修等により他施設（国又は市町村が保有する施設を含む）との更新時期の調整を図り、合築を行うことにより総量縮小を進める。
- ・職員公舎については、入居率や需要等を検証しながら総量の適正化を図る。
- ・複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推進し、維持管理コストの低減を図る。さらに、複数業務かつ複数施設の業務を一括発注する拡大型一括発注の試行拡大を図る。
- ・施設又は設備の整備において、再生可能エネルギーの活用や環境配慮型の設備等の導入に努め、照明のLED化、大規模改修時のZEB化の検討など、維持管理コストの低減に向けた取組みを推進する。
- ・ライフサイクルコストや将来の転用を踏まえた施設計画を行う。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共施設等の安全確保を図る。
- ・老朽化等により使用されず、かつ今後の利用見込みがないと判断された建物については、立入禁止などの必要な安全措置を講じる。

(4) 耐震化の実施方針

- ・平成25年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正により、耐震性が確保されていない全ての建物について、耐震診断の実施及び必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられたことを踏まえ、防災拠点は耐震化が完了しているが、それ以外の県有施設も施設の使用状況等に応じて耐震化に努めていく。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 築年数及び施設規模等により選定した施設を対象に劣化度診断を行い、建物や設備の劣化状況を適切に把握し、個別施設計画に反映していく。また、個別施設計画に基づき、予防保全対策の必要性及び優先順位を判断し、経費を平準化したうえで計画的に対策工事を実施する。
- ・ 施設情報及び保全情報等を保全マネジメントシステム（BIMMS）に記録し、個別施設計画に反映させることにより、本計画に基づいたメンテナンスサイクルを確立し、維持管理や長寿命化、更新等を効率的かつ計画的に推進していく。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・ 行政需要の変化を踏まえ、施設の必要性を検討し、更新を要しないと判断される場合は、用途廃止や集約化を図る。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・ 各施設の長寿命化対策の実施に当たっては、施設管理者、施設所管部局、総務部管財課、県土整備部建築住宅課営繕室等の関係機関が連携しながら進める。

施設類型	一般財産（建物）	担当課	教育局教育政策課
対象施設	学校施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

生徒・職員が常時利用し、延床面積が200㎡を超える建物を対象とする。

対象となる学校は県立の中学校、高等学校及び特別支援学校であり、独立した校舎を有する学校で、閉校予定の学校を除く59校。

令和5年度末現在で394棟、延床面積は657,868㎡である。

(令和5年度末現在)

県立学校	計画対象学校数	棟数	延床面積(㎡)	備考
高等学校	45	308	573,370	中学校2校を含む
特別支援学校	14	86	84,498	

(2) 現状と課題

平成10年代から実施した学校施設耐震化の際に一定の対策を講じてきたが、施設・設備の劣化が進行しており、事故の発生や学校運営の支障につながるリスクが高まっている。

近年、自然災害が大規模化・多発化しており、一層の強靱さが求められている。また、多くの学校は避難場所等に指定されており、災害に強い施設が求められている。

近年の少子化による中学校卒業見込者の減少、多様な教育ニーズに応える新しい学校づくり、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や健康・衛生面、学習効率に配慮した施設への要請など、学校施設を取り巻く状況の変化への対応が課題となっている。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

学校現場における日常的な建物の点検の他、関係法令に基づき下記の法定点検を実施する。

- ・建築基準法に基づく定期点検
上記の一環として、タイル等外壁の全面打診等調査も実施する。
- ・消防法、水道法、電気事業法等に基づく点検

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・事後修繕から予防保全による長寿命化へと転換を図り、適切な施設管理を行っていくため各学校施設の老朽化の状況や修繕履歴等をきちんと管理できる仕組みづくりを行う。

(3) 安全確保の実施方針

- ・躯体状況を確認し、必要に応じてコンクリートの中性化対策等、躯体の耐久性を向上させる対策を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・令和5年度末で耐震化を完了している。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・これまでの事後保全・改築中心の施設整備に代え、計画的な予防保全を講じて長寿命化を推進することにより、安全性及び機能性を確保するとともに、長期的にはトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・スロープ・手すり等の設置、トイレの洋式化及び多目的トイレの設置を行う。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・統廃合による廃校舎等については、計画的に解体を行う。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・施設を所管している教育局教育政策課が中心となり、施設管理者である各学校や営繕担当部局、管財担当部局等の関係機関と十分に連携しながら進める。

施設類型	一般財産（建物）	担当課	警察本部会計課
対象施設	警察施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

建築基準法に基づく定期点検等の対象施設のうち、延床面積が200㎡を超える非木造の建物を対象とする。

(令和5年度末現在)

施設分類	主な施設	棟数	延床面積 (㎡)
警察施設	警察本部・警察署など	23	69,762

(2) 現状と課題

建築された年度別に延床面積を見た場合、現在の県警察本部が完成した昭和50年度がピークとなっており、建築後30年を経過した建物が、延床面積割合で全体の78%に達する等、老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の法令・規則などに基づき、点検などを行う。

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則
- ・県有施設の定期点検等技術基準
- ・県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領
- ・県有施設日常点検管理の手引き

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推進し、維持管理コストの低減を図る。
- ・施設の更新の際は、人口動態や事件事故の発生状況等を総合的に勘案し、警察力の適正配置の観点から検討を図る。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、施設の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・対象施設の耐震化はすべて完了している。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・山形県県有建物長寿命化指針に基づき、建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・人口動態や事件事故の発生状況等を総合的に勘案し、警察力の適正配置の観点から検討を図る。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・警察署等の長寿命化対策の実施に当たっては施設所管所属、警務部会計課等の関係機関が連携しながら進める。

施設類型	一般財産（建物）	担当課	建築住宅課
対象施設	県営住宅		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

県が管理する県営住宅及び集会所等の共同施設を対象とする。

管理戸数等 (令和5年度末現在)

団地数	棟数	管理戸数
76	198	3,275

(2) 現状と課題

県営住宅の竣工年度別戸数の推移は、昭和56年度と平成6年度にピークがみられ、令和5年度末時点で耐用年数の半分である築後35年を経過した住宅（昭和61年度以前に建設）は、延床面積割合で全体の61%を占める。また、10年以内に耐用年数の半分を経過する住宅は、延床面積割合で全体の92%に達する状況となっており、全体的に老朽化が進んでいる。老朽化の進行に伴い、修繕や改善が必要となる一方で入居者の減少に伴い、家賃収入の減少が見込まれる。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公営住宅等長寿命化計画策定指針（H28改定）に基づき、県が管理する県営住宅を「維持管理」、「改善」、「当面維持管理」、「用途廃止」、「移管」、「建替」が必要なものの6つに分類し、以下の事業を進めていく。

(1) 点検・診断等の実施方針

- 全ての団地を対象として、建築基準法第12条に基づく適切な点検を実施。法定点検の対象外となる建物については、同法第12条の規定に準じた定期点検を実施する。また、目視により確認することが容易な部位については、不具合への迅速な対応を図る観点から、年に1回を目安に「公営住宅等日常点検マニュアル」に基づき、日常点検を実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- 全ての団地を対象として、点検結果を基に指定管理者又は管理代行者により修繕を行う。また、「維持管理」「改善」が必要と判定された団地を対象として、必要に応じて経常修繕を行うなど適正な維持管理を実施する。施設の「建替」が必要と判定された団地はないが、近接する市町村営住宅も含めた他の団地との集約や再編等についても検討する。

(3) 安全確保の実施方針

- 修繕標準周期に先だつた定期点検に加え、日常点検を実施し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防止する。

(4) 耐震化の実施方針

- すべての県営住宅で耐震性能があることを確認している。

(5) 長寿命化の実施方針

- 「改善」が必要と判定された団地を対象として、居住性・安全性、躯体の長寿命化等の必要性を考慮し、長寿命化に資する適正な改善事業を優先的に実施する。県営住宅ストックの機能向上を図ることで、入居率の向上を図り、家賃収入の確保に努める。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 共用部および住戸内についても段差のない構造、手すり等の設置によりユニバーサルデザインの推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- 「当面維持管理」「用途廃止」「移管」が必要と判定された団地を対象として、社会情勢や市町村営住宅を含めた公営住宅全体の需要を考慮した上で、用途廃止や移管を視野に入れ、近隣団地や同一団地内の他の充当への住替えによる集約を検討する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- 県営住宅の長寿命化対策の実施に当たっては、指定管理者又は管理代行者、市町村、建築住宅課、各総合支庁建設部建設総務課・建築課等の関係機関が連携しながら進める。

施設類型	道路管理施設	担当課	道路整備課・道路保全課
対象施設	舗装、橋梁、トンネル、シェッド、シェルター、カルバート、横断歩道橋、門型標識、防雪柵、道路附属施設（大型標識、照明灯）		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

(令和5年度末現在)

施設	対象施設数	計画名（策定年度）	取組事項
舗装	2,869km	山形県道路舗装長寿命化修繕計画（H23、H30改定）	路面性状調査、試験舗装等の各種調査により舗装状況を把握し、計画的かつ効率的な舗装修繕を実施。
橋梁	2,511橋	山形県橋梁長寿命化修繕計画（H19策定、毎年度改定）	令和元年度末時点における要対策橋梁165橋について計画的な補修を実施。
トンネル	58箇所	山形県道路トンネル長寿命化基本方針（H24、R5改定）	長寿命化のための定期点検と調査・対策を実施。長寿命化計画は点検結果に基づいて更新。
シェッド、 シェルター、 大型カルバート	シェッド 26基 シェルター 7基 大型カルバート 28基	山形県シェッド、シェルター、大型カルバート修繕計画（H30、R5改定）	長寿命化のための定期点検（5年に1回点検）と修繕を実施。修繕計画は点検結果に基づいて更新。
横断歩道橋	21橋	山形県横断歩道橋修繕計画（H30、R5改定）	長寿命化のための定期点検（5年に1回点検）と修繕を実施。修繕計画は点検結果に基づいて更新。
門型標識	49基	山形県門型標識修繕計画（R1、R5改定）	長寿命化のための定期点検（5年に1回点検）と修繕を実施。修繕計画は点検結果に基づいて更新。

(2) 現状と課題

山形県の管理道路（舗装）は令和5年度末現在で2,869km、道路橋は2,511橋（橋長2m以上）あり、その約35%が昭和30～50年頃の高度経済成長期に建設されている。これらは、今後、急速に高齢化（老朽化）が進行する。

また、その他の大型構造物として、道路トンネル58箇所、シェッド・シェルター・大型カルバート61基、横断歩道橋21橋、門型標識49基などがあり、橋梁と同様に老朽化が進行している。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- 個別施設計画やマニュアル等に基づきインフラ施設の点検・診断を定期的実施し、施設の劣化や損傷の程度を把握し、施設の健全度や優先度に応じた措置（修繕・更新等）を実施する。

(インフラ資産に関する点検の分類)

日常点検	・安全性を損なう著しい損傷を早期に発見するための、巡視・パトロールによる目視点検等
定期点検	・損傷の早期発見・損傷状態・経年劣化を把握し、予防保全の基礎データを収集するための近接目視・計測等
臨時点検 ・異常時点検 ・緊急点検	・地震や台風などの異常時に、施設の安全性を確認するための点検 ・想定外の破損に起因する事故等が発生した場合に、類似事故の防止を目的に行う緊急点検

- 予防保全によるインフラ資産の長寿命化を進めていくためには、特に「定期点検」を確実に実施する必要がある。

- ・県では、国の点検マニュアルや基準類を参考に県の実情に応じた点検方法、点検サイクル、健全性評価の基準等を定め、これに基づく定期的な点検・診断を実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・自然環境や利用状況等に応じて、施設管理者が定期的に点検・診断を行い、安全性及び維持管理の効率性の確保を目的とする予防保全による維持管理を基本とする。
- ・その実現のためには、点検⇒診断⇒措置（修繕・更新等）⇒記録⇒（次の点検）という維持管理の業務サイクルの構築が不可欠であり、このサイクルを通して、施設に求められる適正な性能をより長期間保持するための計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」等を作成・充実し、構造物の維持管理を効率的、効果的に進めていく。
- ・個別施設の計画諸元や点検・診断・修繕等の履歴等を台帳等として記録、蓄積し、効果的かつ効率的な維持管理を行う。
- ・点検データ取得・蓄積・活用、ドローンによる巡視・点検、センサーによるモニタリング等デジタル技術を活用した維持管理の高度化・効率化を推進する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共施設等の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・橋梁耐震補強は、「山形県道路橋耐震補強計画」に基づき、目標性能レベルを耐震性能2として対策を推進する。

【山形県の対策区分】

区分	定義
対策不要	ボックスカルバート
耐震性能2	地震動により損傷が生じる部位があり、その恒久復旧は容易ではないが、橋としての機能の回復は速やかに行い得る状態が確保されるとみなせる耐震性能
耐震性能3	落橋等の甚大な被害が防止されるとみなせる耐震性能
耐震性能なし	道路橋示方書等に規定される耐震性能を有さない橋梁

【優先順位の考え方】

優先順位1	緊急輸送道路上の橋梁及び跨線橋の「耐震性能なし」
優先順位2	孤立集落アクセスルート上の橋梁及び跨道橋の「耐震性能なし」、緊急輸送道路上の橋梁の「耐震性能3」（複数径間）
優先順位3	孤立集落アクセスルート上の橋梁の「耐震性能3」（複数径間）
優先順位4	上記以外の「耐震性能3」

(5) 長寿命化の実施方針

- ・①安全・安心の確保、②長期的なコスト縮減、③予算の平準化の基本的方針を達成するために、長期的な視点に立ち複数の管理方法を仮定して、将来かかる費用をシミュレーションすることで最適な管理方法を選定して実施する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいインフラの実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・各施設の健全度や果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の考え方を明確にした上で、「個別施設計画」に基づき必要な措置（修繕・更新等）を実施する。その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められる施設にあっては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化等も含めて対応を検討するほか、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進める。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・全てのインフラ資産において、点検⇒診断⇒措置（修繕・更新等）⇒記録⇒（次の点検）という維持管理の業務サイクルを確実に実施していくため、施設管理者として体制の充実を図るほか、担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要となる体制を構築する。

施設類型	都市公園施設	担当課	都市計画課
対象施設	遊戯施設・運動施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

山形県で管理している都市公園は12箇所（面積420.4ha）あり、主に広域的な利用を対象としたレクリエーションやスポーツの拠点施設として役割を担っている。

(2) 現状と課題

開園後30年以上を経過した公園が半数以上あり、耐用年数を超えた施設や、老朽化した施設が多く公園の魅力低下が進んでいる。

このことから、長寿命化計画に基づき施設更新を進めているが、予算減少による先送りやプロスポーツ施設基準維持のための前倒し対応により、計画的な更新が進んでいない。

都市公園の魅力向上を図るため、県民ニーズに合わせ、都市公園長寿命化計画及び山形県子育てプランとの連携による施設更新を進める。

さらに、子どものころからプロスポーツに接する機会の拡大により、スポーツを通じた地域活性化や県民余暇活動の場を提供していく。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・建築基準法等の各種関係法令に基づいて定期点検を実施する。
- ・公園施設長寿命化計画策定方針（案）【改訂版】に基づく健全度調査を実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・維持管理・修繕については指定管理者が主体となって実施する。
- ・施設の更新については、長寿命化計画に基づき、社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性を踏まえ実施する。
- ・指定管理者制度、PPP/PFI手法によるインフラ管理への民間ノウハウの積極的な活用を検討する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・「公園施設の安全点検に係る指針（案）」や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等の国土交通省等で通知している指針に基づき、施設の点検・診断を適切に行い、公共施設等の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・現時点で耐震基準を満たしているが、今後耐震基準等の変更があった際は、施設の老朽化に伴う大規模修繕を実施する段階で耐震対策を検討する。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・公園施設長寿命化計画策定方針（案）【改訂版】に基づき長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコスト縮減と計画的な維持補修を実施する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性を踏まえ、更新を要しないと判断される場合は、廃止や集約化を検討する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・施設を所管する部局等において、施設の利用状況や施設の健全性を踏まえ、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施し、更新コストの低減を図る。

施設類型	河川管理施設	担当課	河川課
対象施設	水門、樋門		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

県管理樋門・水門 496基

(2) 現状と課題

○現状

水門等の河川管理施設は、整備後30年から40年経過した施設が最も多く、施設全体の老朽化が急激に進行している。施設全体の寿命は一般的に約40年と言われているが、平成21年度から実施している長寿命化計画に基づく修繕は全体の約5割に留まっている。

水門等はゲートの開閉により、直接的に洪水時の浸水被害から人命・財産を守るものであるため、施設の修繕・更新が適切に行われない場合、治水安全度の低下が懸念される。

○課題

① 施設の長寿命化と対策費の平準化の必要性

今後、施設の修繕・更新コストが急増することから、施設のライフサイクルを延長しコスト縮減及び予算の平準化を推進する必要がある。

② 事業化に向けた課題

単独事業で実施する施設について、平成21年度に長寿命化計画を策定したが、平成28年から交付要件が追加されたことから、現行の長寿命化計画について補助要件に合致するよう計画を見直し、事業費を計画的に確保する必要がある。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・水門操作員による月1回の通常点検及び5年に1回の定期点検を実施する。
- 併せて、河川巡視による目視点検も実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・診断結果を基に優先順位をつけて実施する。
- また、個別施設計画がある場合は、これに基づく取組みを実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・診断結果を基に優先順位をつけて実施する。
- また、個別施設計画がある場合は、これに基づく取組みを実施する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・長寿命化計画に基づき、従来の事後保全型から予防保全型へと取組の転換を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・樋門等の上流における土地利用状況を鑑み、統合や廃止の必要性について検討する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・日常の河川巡視による調査や、水門操作員等による点検状況を把握し、計画的・効率的な維持管理を実施する。また、必要に応じ長寿命化計画の見直しを行う。

施設類型	河川管理施設	担当課	河川課
対象施設	ダム		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

山形県は令和5年度末現在で13箇所を管理している。令和2年度までに、すべてのダムにおいて長寿命化計画の策定を完了し、令和4年度から新技術の活用による短期的な数値目標及びコスト縮減効果の検討を盛り込んだ計画への更新を行っており、令和5年度末現在で9箇所の更新が完了している。

【対象施設】

- ① 土木構造物
- ② 機械設備
- ③ 電気通信設備
- ④ その他のダム施設等

(2) 現状と課題

ダムについて、施設の特性上建て替えることが困難であり、また電気設備などの更新費用が膨大になるため平準化をはかることが難しい状況である。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ダムごとに策定されている点検整備基準に点検を行う。
- ・ダム定期検査についてはダムごと3年に1回行う。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・ダム定期検査の結果に基づき優先順位をつけて実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ダム定期検査の結果に基づき優先順位をつけて実施する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・長寿命化計画に基づき、設備の改良・更新事業を実施する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・日常点検や定期検査を行い、現状の把握に努め、計画的な維持管理を行う。

施設類型	海岸保全施設	担当課	河川課
対象施設	堤防、護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波堤		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

- ・堤防
- ・護岸
- ・突堤
- ・離岸堤
- ・人工リーフ
- ・消波堤

(2) 現状と課題

山形県における水管理・国土保全局所管14地区海岸における海岸保全施設のうち堤防・護岸施設の延長は11,526mであり、このうち令和5年3月末時点で完成から50年以上が経過している施設延長は6,583mとなっており、全体の約57%を占めている。海岸保全施設の堤防・護岸については、昭和35年から50年頃にかけて多く整備されてきており、今後老朽化が懸念される施設が増加していく一方、海岸関係事業に係る予算はひっ迫しており、従来の事後保全的な対策からライフサイクルコストの縮減を目指した予防保全的な対策による計画的な施設更新が求められていることから、令和元年に「山形沿岸海岸保全施設長寿命化計画」を作成した。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・5年に1回実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・診断結果を基に優先順位をつけて実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・診断結果を基に優先順位をつけて実施する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・長寿命化計画に基づき、補修・修繕を実施する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・日常点検や定期点検を行い、現状の把握に努め、計画的な維持管理を行う。

施設類型	砂防関係施設	担当課	砂防・災害対策課
対象施設	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

山形県は令和5年度末現在で、主な砂防関係施設として砂防設備（砂防えん堤、床固工）1,370基、地すべり防止施設（集水井、横ボーリング、排水トンネル、杭・アンカー）1,317基、急傾斜地崩壊防止施設（擁壁工、法枠工、落石防護柵工）2,625施設、雪崩防止施設（擁壁工、雪崩予防柵・防護柵工）36施設を管理している。

(令和5年度末現在)

施設分類	主な施設	施設数
砂防設備	砂防えん堤	1,195
	床固工	175
	計	1,370
地すべり防止施設	集水井	562
	横ボーリング	710
	排水トンネル	9
	杭・アンカー	36
	計	1,317
急傾斜地崩壊防止施設	擁壁工	1,220
	法枠工	467
	落石防護柵工	938
	計	2,625
雪崩防止施設	擁壁工	11
	雪崩予防柵・防護柵工	25
	計	36
総計		5,348

※ 杭・アンカーについては、1地区全体の施設を1基としてカウント。

(2) 現状と課題

砂防設備については、大正9年から順次整備され耐用年数を超過した施設が全体の2割以上を数え、老朽化等による機能低下によりその効用が果たせなくなることが懸念されるため、適切な補修・補強を行い、機能低下を未然に防止していく必要がある。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の法令等に基づき施設を点検し、施設の機能を評価する。

- ・砂防法
- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（平成31年3月）国土交通省
- ・砂防関係施設点検要領（案）（平成31年2月）国土交通省
- ・砂防設備の定期巡視点検に関する実施要領（案）（平成16年3月）国土交通省
- ・地すべり防止技術指針（平成20年1月）国土交通省
- ・山形県砂防関係施設機能保全計画（平成27年3月改定）
- ・山形県砂防関係事業技術指針（砂防編）（平成28年8月）
- ・山形県砂防関係事業指針（地すべり対策編）（平成7年3月）

- ・山形県砂防関係事業指針（急傾斜地崩壊対策編）（平成7年3月）
 - ・山形県砂防堰堤等点検マニュアル（案）（平成27年3月）
 - ・山形県地すべり防止施設点検マニュアル（案）（平成27年3月）
 - ・山形県急傾斜地崩壊防止施設等点検マニュアル（案）（平成27年3月）
- (2) 維持管理・更新等の実施方針**
- ・山形県砂防関係施設機能保全計画に基づく施設の長寿命化を推進し、維持管理コストの低減を図る。
 - ・維持管理の効率化を図るため、AIやドローン等の新技術の活用を図る。
- (3) 安全確保の実施方針**
- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、砂防関係施設の安全確保を図る。
- (4) 耐震化の実施方針**
- ・該当なし
- (5) 長寿命化の実施方針**
- ・予防保全による山形県砂防関係施設機能保全計画の策定を推進し、砂防関係施設の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型への転換を図る。
- (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針**
- ・該当なし
- (7) 統合や廃止の推進方針**
- ・該当なし
- (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針**
- ・維持管理の業務サイクルを確実に実施していくため、施設管理者として体制の充実を図るほか、担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要な体制を構築する。

施設類型	治山施設	担当課	森林ノミクス推進課
対象施設	治山施設、地すべり防止施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

- ① 民有保安林補助事業（交付金含む）、県単独事業、山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設
- ② 民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業（直轄）で整備された施設のうち、事業が完了し国から県に引き渡された施設
（森林法41条、地すべり等防止法第2条第3項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

(2) 現状と課題

治山施設の整備は昭和20年代から本格的に実施され、整備後50年以上経過している施設が現時点で18%を占める状況にある。特に昭和40年代後半から昭和60年代前半にかけ盛んにインフラ整備が行われており、この時期に整備された施設が整備後50年を迎える約15年後には、その割合が約60%になり、今後急激に老朽化施設の割合が進行することにより、治山施設の機能低下・損失及び維持管理や更新コスト増大が懸念される。

このため、今後これらの施設の維持管理に加え、老朽化対策や更新等に係る経費の確保及び効率的な対策の実行が課題となる。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・山形県治山施設長寿命化計画に基づき実施するものとし、概要は下記の通り。
- ・定期点検：最新の点検・診断の損傷度評価に応じ5年～10年程度
- ・緊急点検：「健全度Ⅳ」に判定されている施設については、当該市町村において震度5以上の地震が確認された場合実施

(2) 維持管理・更新等の実施の方針

- ・維持管理の効率化に向け、AIやドローン等の新技術の活用促進を図る。
- ・計画に基づく点検診断については委託業務にて行うが、その他定期的及び日常の点検を職員自ら行い、施設の状態を把握し維持に努める。
- ・施設の更新時には、既設の施設規模にとらわれず、その後の維持管理やランニングコストの低減を図れるよう、最新の技術や考え方等を取り入れ検討を行う。

(3) 安全確保の実施方針

- ・計画的に点検診断を行うとともに、評価においては施設の健全度だけではなく、保全対象施設を含めて検討を行い、対策の内容や時期及び優先度を明確にした上で、治山施設等山地災害の防止のため特に重要な施設については優先的に対応するなど、効率的・効果的な対策を実施し安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・予防保全型維持管理の考え方に基づき、森林や山村等を取り巻く状況も勘案しながら、適切な維持管理・更新等を進めつつ有効活用を図っていく。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・治山施設管理計画は、山形県治山施設長寿命化計画を基本に効率的な計画の実行性に配慮し、村山地域・最上地域・置賜地域・庄内地域の4地域ごとに「地域個別施設計画」を策定する。そして、それぞれの地域ではその特色にあった対策を実践していくことにより、施設の長寿命化を図っていく。

施設類型	治山施設	担当課	農村整備課
対象施設	地すべり防止施設（農村整備関係）		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

山形県内で農林水産省農村振興局が所管する地すべり防止区域内全41地区にある全ての地すべり防止施設。

(2) 現状と課題

昭和30年代から建設され、老朽化による施設の機能低下、維持管理費の増加が懸念されている。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の手引きに基づき、点検・診断を実施する。

- ・地すべり防止施設の個別施設計画(長寿命化計画) 策定の手引き：平成29年3月
- ・地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～：平成29年3月
- ・地すべり防止区域の点検マニュアル：令和6年4月
- ・地すべり巡視員による点検業務を実施する。
- ・平成29年度から、地すべり防止施設の長寿命化のため、機能診断を実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・長寿命化計画をもとに計画的な維持管理・更新を実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・施設に一般の立ち入りを制限するため、安全柵や蓋を設置する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・平成29年度から、地すべり防止施設の長寿命化のため、機能診断をもとに長寿命化計画策定。老朽化が進行するのに対し、計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・日常の地すべり巡視による点検状況等を把握し、計画的・効率的な維持管理を実施する。

施設類型	港湾施設	担当課	空港港湾課
対象施設	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

重要港湾：酒田港 270施設

地方港湾：加茂港 72施設

鼠ヶ関港 77施設

(2) 現状と課題

50年間のライフサイクルコストは簡易的に算定しているが管理施設の全体数及び補修が必要な施設が多く補修工事予算の確保が難しいため、予防保全計画通りの補修工事が困難な状況にある。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

根拠法令：港湾法

国土交通省港湾局による「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（平成26年7月、令和3年3月一部変更）、「港湾の施設の維持管理策定ガイドライン」（平成27年4月、令和5年3月一部変更）に基づき適切に実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 予防保全計画に基づき、適切に実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 老朽化による危険箇所については、補修工事完了まで立入禁止、利用停止とする。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 酒田港については、港湾計画に基づき実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 国土交通省港湾局「予防保全計画に当たっての考え方（平成28年度）」に基づき適切に実施する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 港湾施設の大多数は港湾荷役関係者等の比較的用户や利用目的が確定されるため一般・不特定多数の利用が見込まれる港湾施設について考慮する。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・ 港湾計画により適切に実施する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・ 国土交通省港湾局「予防保全計画に当たっての考え方（平成28年度）」に基づき適切に実施していく。

施設類型	空港土木施設	担当課	空港港湾課
対象施設	滑走路、誘導路、エプロン、カルバート、幹線排水路		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

- ① 航空法施行規則第79条（設置基準）に規定されている施設（滑走路、誘導路、エプロン）
- ② 航空機能を確保する上で必要な上記①以外の施設

(2) 現状と課題

空港は航空機の安全運航に係る重要な施設が多く、既存ストックの経年劣化が進み、事後保全では対応できない状態であるため、予算の平準化やコスト縮減を含めた予防保全機能を健全なまま維持し、安全性・信頼性の確保につなげる必要がある。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 空港土木施設の点検は巡回点検、緊急点検の他、法に基づいた法定点検・診断について実施し、土木施設台帳に記録し、施設に求められる性能を保持する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 航空法施行規則第92条（機能確保の基準）に規定されている「空港内の施設の維持管理指針」に基づき作成している各空港の空港土木施設維持管理・更新計画による修繕又は更新計画を適切に実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）は、空港内の施設の供用性を確保する上で重要な施設であり、航空機の運航に対する影響度が高い施設であることから、施設に求められる性能を保持し続けるための予防保全を実施し、他の施設よりも高いレベルで管理する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ これまでの対症療法的な維持管理対応（事後保全）から、計画的な予防保全へシフトすることにより今後の維持管理のトータルコストの縮減を図る。また、空港全体の健全性を把握することで計画的な維持管理を行い、年間予算にばらつきや過度なピークが生じないように平準化を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・ 該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・ 点検⇒診断⇒措置（修繕・更新等）⇒記録⇒（次の点検）という維持管理の業務サイクルを確実に実施していくため、施設管理者として体制の充実を図るほか、担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要の体制を構築する。

施設類型	林道施設	担当課	森林ノミクス推進課
対象施設	橋梁		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

本県が管理する林道に架かる橋長4m以上の橋梁9橋。

(2) 現状と課題

架設から50年を経過している橋梁は6橋で老朽化した橋梁が増え、今後橋梁の補修・架替えに要する経費増大が見込まれ、橋梁の長寿命化と補修・架替えに係る財政負担が多くなる。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・定期点検等により橋梁の現状を把握する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・点検結果による橋梁毎の健全性の判定及に基づいて優先度を設定し、施設毎に維持管理・更新等を実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・該当なし

(4) 耐震化の実施方針

- ・該当なし

(5) 長寿命化の実施方針

- ・橋梁の維持向上のため、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・職員向けの研修等により、点検・診断の質を向上させ、修繕箇所等を早期発見につなげるなど、計画的な管理を行う。

施設類型	漁港施設（水域含む）・海岸保全施設	担当課	水産振興課
対象施設	【漁港施設】 防波堤、導流堤、防砂堤、護岸、突堤、岸壁、物揚場、船揚場 橋梁、擁壁、航路（水域）、泊地（水域） 【海岸保全施設】 護岸、突堤、離岸堤、橋梁、胸壁		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

- 第1種漁港（3漁港） 吹浦漁港（遊佐町）、小波渡漁港（鶴岡市）、米子漁港（鶴岡市）
- 第2種漁港（2漁港） 由良漁港（鶴岡市）、堅苔沢漁港（鶴岡市）
- 第4種漁港（1漁港） 飛島漁港（酒田市）

(2) 現状と課題

山形県の漁港・海岸保全施設は、建設年次が古く、経年変化による老朽化が進んでいるため、計画的な補修が必要である。

また、港内の水域（航路・泊地）への漂砂堆積により、漁船の安全な航行に支障を来たさないよう浚渫を行う必要がある。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の手引き・ガイドラインなどにに基づき、点検を行う。

- ・水産基盤施設機能保全計画策定の手引き
- ・水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン
- ・水産基盤施設の維持管理点検マニュアル
- ・水産基盤施設の点検における新技術活用指針
- ・海岸保全施設維持管理マニュアル

(2) 維持管理・更新等の実施方針

・漁港施設等の老朽化に係る点検・診断等を着実に実施し、適切な時期に維持管理・更新等を行うことで、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図る。

(3) 安全確保の実施方針

・点検、診断等により、漁港施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的かつ効果的に実施することで、漁港施設等の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

・山形県地域防災計画に位置付けられた防災上重要な漁港（防災拠点漁港）等の岸壁や主要な防波堤の耐震化に努める。

(5) 長寿命化の実施方針

・新技術の導入等によるライフサイクルコストの縮減を念頭に、漁港施設等の劣化状況を調査し、策定した機能保全計画書、長寿命化計画に基づき、今後も予防保全型の取組みを推進する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

・新たな漁港環境整備施設を設計する際は、必要に応じてユニバーサルデザインの考え方を適用していく。

(7) 統合や廃止の推進方針

・関係市町と緊密に連携しながら、現状を把握分析した上で検討していく。あわせて関係者と話し合いを重ねながら、理解を深めていく。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

・水産庁「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（令和6年度改訂）」等に基づき、点検、診断、機能保全計画の更新、対策工事、情報管理等を効果的かつ効率的に実施していく。

施設類型	交通安全施設	担当課	警察本部交通規制課
対象施設	交通信号機		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

令和5年度末現在、対象施設である交通信号機は1,814基

(2) 現状と課題

令和5年度末現在、警察庁が更新対象としている19年を経過している制御機は、445基で全数である1,799基の約24.7%を占め、老朽化が進んでいる。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・信号機保守委託による点検を実施する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・維持管理・更新等に係るトータルコスト削減を図りながら実施する。
- ・信号灯器のLED化を計画的に実施する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検により機器の状態を把握し、安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・コンクリート柱から鋼管柱へ更新することにより耐震化を図る。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・警察庁インフラ長寿命化計画に基づき、維持管理・更新等を行う。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機を整備する。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・信号機設置の指針に基づき、交通環境の変化等により、交通量の減少や利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去を検討する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・警察本部交通規制課において、計画的に管理を行う。

施設類型	下水道施設	担当課	下水道課
対象施設	流域下水道 管路施設、流域下水道 処理施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

4 処理区（山形処理区、村山処理区、置賜処理区、庄内処理区）における終末処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場、及び管路施設

(2) 現状と課題

山形県流域下水道事業により整備した各施設については、最も古い村山処理区・置賜処理区では昭和62年度に供用を開始しており、建設後37年を経過し、老朽化の進行が顕著である。そのため、各施設に対して計画的な点検・調査、修繕・改築等を行うことにより効果的・効率的なストックマネジメントを推進し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図っていく必要がある。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認」もしくは「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数）」によりリスク評価を行う。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・重要度が高い施設についてはリスク評価を踏まえ、予防保全型の管理を実践していく。一方、重要度が低い設備については事後保全型の管理を行う。
- ・指定管理者制度によるインフラ管理への民間ノウハウの積極的な活用と好事例の展開を促進する。

(3) 安全確保の実施方針

- ・各施設に対して計画的な点検・調査、修繕・改築等を行うことにより効果的・効率的なストックマネジメントを推進し、施設全体の持続的な機能確保を図っていく。

(4) 耐震化の実施方針

- ・汚水処理に係る重要度の高い設備から優先的に耐震化を推進していく。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・重要度が高い施設についてはリスク評価を踏まえ、予防保全型の管理を実践していく。一方、重要度が低い設備については事後保全型の管理を行う。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・該当なし

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・維持管理の業務サイクルを確実に実施していくため、施設管理者として体制の充実を図るほか担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要な体制を構築する。

施設類型	企業局施設	担当課	企業局総務企画課
対象施設	電気事業施設、工業用水事業施設、公営企業資産運用事業施設、水道用水供給事業施設		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

電気事業施設	16発電所（14水力発電所、1太陽光発電所、1風力発電所）
工業用水事業施設	3浄水場（導送水管43.9km等）
公営企業資産運用事業施設	県民ゴルフ場、県営駐車場、緑町会館（各1施設）
水道用水供給事業施設	5浄水場（導送水管257.7km等）
職員公舎	4棟 延床面積 3,214㎡

(2) 現状と課題

[電気事業施設]

・1950～1960年代に建設された発電所が複数あり、それらの老朽化への対応が課題となっている。

[工業用水事業施設]

・令和6年度の時点で酒田工水は給水開始から63年、米沢八幡原工水は44年、新庄福田工水は36年が経過し、計装・電気・機械設備の老朽化による施設の機能低下や事故・故障などが懸念される。

[公営企業資産運用事業施設]

・建設から20年以上が経過し、電気・機械設備、管理用機器の老朽化が進んできており、施設の機能低下、利用者へのサービス低下などが懸念される。また、今後、大規模修繕、改修、更新が必要となる時期を迎える。

・現在、県民ゴルフ場、県営駐車場は指定管理者制度を採用している。

[水道用水供給事業施設]

・令和6年度の時点で置賜は給水開始から41年、村山は40年、最上は30年、庄内は23年が経過し、計装・電気・機械設備の老朽化による施設の機能低下や事故・故障などが懸念される。

[職員公舎]

・全4棟のうち3棟が建築後30年以上経過しており、老朽化への対応が課題となっている。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

[電気事業施設]

・山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程等に基づき、点検などを実施する。

[工業用水事業施設]

・山形県企業局工業用水道管理規程等に基づき、点検などを実施する。

[公営企業資産運用事業施設]

・指定管理者制度導入施設では、協定に基づき指定管理者が点検などを実施する。緑町会館では、管理業者が点検などを実施する。

[水道用水供給事業施設]

・山形県企業局水道用水管理規程等に基づき、点検などを実施する。

[職員公舎]

・日常的に点検及び施設維持のための修繕を行う。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

[電気事業施設]

・各種点検や診断等の結果に基づき、計画的に行う。

・実施時期については、発電停止による減電を少なくするため、関連工事を可能な範囲で同時期に集約し、効率的に実施する。

[工業用水事業施設、水道用水供給事業施設]

・山形県企業局水道事業中長期計画策定方針に基づき、実施する。

[公営企業資産運用事業施設]

・修繕、更新工事は中長期計画を基本とし、現状確認を行い実施する。

[職員公舎]

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、各公舎の安全確保を図る。

(3) **安全確保の実施方針**

- ・山形県企業局安全衛生管理規程に基づき、実施する。

(4) **耐震化の実施方針**

[電気事業施設]

- ・耐震診断の結果に基づき計画的に耐震化を図る。

[工業用水事業施設、水道用水供給事業施設]

- ・平成24年度に5年間(H25～H29)の水道施設耐震化計画【第1期】を策定し、水道施設の耐震化を進めており、現在はR5～R9の水道施設耐震化計画【第3期】を実施している。

[公営企業資産運用事業施設、職員公舎]

- ・建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月）を満たしている。

(5) **長寿命化の実施方針**

- ・予防保全を基本とし、計画的に補修を行い、機械類の故障に対しては迅速に補修を実施する。

(6) **ユニバーサルデザイン化の推進方針**

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいのある人、高齢者等が見学に訪れる施設については、施設の更新・改修時にはバリアフリーなども検討する。

(7) **統合や廃止の推進方針**

[水道用水供給事業施設]

- ・県が策定した「山形県水道広域化推進プラン」の趣旨を理解のうえ、水道用水供給事業者として、広域連携等に向けた取組みを推進する。
- ・庄内圏域においては、関係市町、県関係部局とも連携を図りながら、垂直統合に向けた取組みを進める。

[職員公舎]

- ・施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性を検討し、更新を要しないと判断される場合は、用途廃止や集約化を図る。

(8) **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針**

- ・施設の状態を踏まえ、各担当課、各事務所が連携して計画的に管理を実施する。

施設類型	病院事業局施設	担当課	病院事業局県立病院課
対象施設	病院		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

対象施設は、病院施設として県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、県立こころの医療センターの4病院があり、その他施設として職員公舎、中央病院院内保育所、新庄病院院内保育所がある。棟数の合計は28棟、延床面積の合計は約13.7万㎡となっている。

(令和5年度末現在)

施設分類	主な施設	棟数	延床面積 (㎡)
病院施設	中央病院	5	63,869
	新庄病院	2	27,956
	河北病院	6	17,981
	こころの医療センター	2	15,909
その他施設	職員公舎	11	11,739
	中央病院院内保育所	1	219
	新庄病院院内保育所	1	210
計		28	137,883

(2) 現状と課題

令和5年度末において、建築後30年以上経過している病院施設は、河北病院である。また、職員公舎については、全11棟のうち8棟が建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状態である。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- 建築基準法等の関連法令に基づく定期点検や、県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領に基づく定期点検等を適切に実施するとともに、日々の施設維持管理業務を通じて日常的に施設の状況を管理・把握する。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- 県立病院として求められる必要な医療を提供するため、日常的に点検及び施設維持のための修繕を実施する。
- 当面は現在の病院機能を維持しながら定期的な改修により長寿命化を図る。なお、河北病院においては、統合再編までの残り期間を念頭に、病院機能の維持に必要な整備を行う。

(3) 安全確保の実施方針

- 点検、診断等により、施設等の状況を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、病院施設の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- 病院施設については、現在の耐震化基準を満たしている。

(5) 長寿命化の実施方針

- 予防保全の考えに基づき、中央病院ファシリティマネジメント計画等の施設更新計画を策定し、計画的な更新・修繕を図り、長寿命化を推進する。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 病院施設については、患者の利便性に配慮するとともに、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい病院施設を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- 病院施設については、必要不可欠な施設として維持していく。なお、河北病院においては統合再編の方針が示されている。職員公舎については、そのあり方や必要性を検討し、施設の集約化や廃止を推進していく。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- 病院事業局県立病院課が、県土整備部建築住宅課営繕室から助言や協力を得ながら、各病院施設全体の保全管理を総合的かつ計画的に推進する。

施設類型	地方独立行政法人施設	担当課	高等教育政策・学事文書課
対象施設	山形県公立大学法人施設（山形県立米沢栄養大学・山形県立米沢女子短期大学）		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

学生・教職員が常時利用している大学施設を対象とする。

(令和5年度末現在)

施設分類	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)
大学施設	米沢女子短期大学校舎 A号館	1	7,299
	米沢女子短期大学校舎 B号館	1	5,679
	米沢女子短期大学校舎 C号館	1	3,140
	米沢栄養大学校舎 D号館	1	4,952
	体育館	1	1,069
	寄宿舍	1	1,902
その他施設	職員宿舎	1	1,206
計		7	25,247

(2) 現状と課題

米沢女子短期大学は、建設以来、A号館と体育館が51年、B号館が40年、C号館が29年経過している。建物の劣化が広範囲であり、かつ、電気設備及び機械設備は、それぞれ耐用年数を大幅に超えて使用しており老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

また、寄宿舍は、建設以来、49年が経過している。短期大学校舎と同様に、建物及び設備の劣化が進んでおり老朽化への対応が喫緊の課題である。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の法令・規則などに基づき、点検などを行う。

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・修繕・更新による現行機能の維持を計画的に実施する。
- ・研究・教育環境確保や利用者の安全性向上の観点から、優先順位を考慮した修繕・改修を計画的に実施する。
- ・学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設整備等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を必要な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共的教育施設として安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・平成22年度までに必要となる全ての施設の耐震化は完了した。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・障がいの有無等にかかわらず多様な人々の利用を考慮し、公共的教育施設としてユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・中期計画における施設整備計画に基づき、県と連携しながら計画的な整備・更新を進めていく。

施設類型	地方独立行政法人施設	担当課	健康福祉企画課
対象施設	公立大学法人山形県立保健医療大学		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

学生・大学院生や教職員が常時利用する施設を対象とする。

(令和5年度末現在)

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(m ²)
大学施設	校舎棟	1	10,505
	管理・図書館棟	1	3,448
	厚生・講堂棟	1	1,502
	体育館	1	1,152
その他施設	教員宿舎	1	1,565
計		5	18,172

(2) 現状と課題

本学の施設は全て平成8年度(1997年)に完成しており、令和9年度(2027年)に建築後30年を経過するため、老朽化への対応がこれからの課題となっている。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

次の法令・規則などに基づき、点検などを行う。

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・教育・研究環境を確保し、利用者の安全性、大学運営に支障をきたすことのないよう実施していく。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、大学施設等の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

- ・本学の施設は、新耐震基準(昭和56年6月)に基づき建築されている。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・山形県県有建物長寿命化指針を参考に、建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい大学施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・該当なし

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・事務局総務課が主体となり、県、設計事業者、各種工事施工業者、各種保守管理委託業者の助言を得ながら、効率的かつ計画的な施設の改修を実施していく。

施設類型	地方独立行政法人施設	担当課	医療政策課
対象施設	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

(令和5年度末現在)

施設名	主な施設	棟数	延床面積 (㎡)
病院施設	日本海総合病院	5	55,912
	日本海酒田リハビリテーション病院	7	9,947
その他施設	日本海総合病院附属棟	4	696
	職員宿舎	6	8,038
	院内保育所	1	466
計		23	75,059

(2) 現状と課題

① 日本海総合病院及び宿舎等

ア 病院本体について

本館低層棟及び高層棟等は平成5年の竣工から築31年が経過しており、老朽化が進んでいる。建物及び設備の劣化や不具合は、患者の生命に影響を及ぼす危険性があり、病院施設の適切な維持保全が最重要課題である。

イ 職員宿舎について

病院本体と同時期に建てられた職員宿舎は、建物の老朽化が進み、配管からの漏水も増えている。また、内装・間取り等も陳腐化しているため、医師用宿舎においては、外壁補修、配管更新、内装改修を実施する計画にある。

② 日本海酒田リハビリテーション病院

ア 病院本体について

平成25年の増築改修工事終了後、顕著な劣化や不具合は確認されていない。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係法令に基づく設備の日常点検・年次点検等は、専門業者に委託し、適切な維持保全を行う。
- ・平成26年度に建物全体の劣化診断、令和5年度に配管の劣化診断を実施。今後は必要に応じて、各部位の劣化診断を行う。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・平成26年度の建物劣化診断結果を踏まえて、病院の中長期修繕計画を策定した。
- ・中長期修繕計画と保守点検結果等に基づき設備の更新を行っているが、計画については、必要に応じて見直しを行う。

(3) 安全確保の実施方針

- ・建物の法定点検（特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機）及び消防防災設備の法定点検を実施し、その結果を関係官庁に報告する。不具合等の指摘事項があった場合は、危険性の高い事項から早急に是正する。

(4) 耐震化の実施方針

- ・病院の敷地内で患者が利用する建物は、新耐震基準（昭和56年6月）に基づき建設された建物であるため、耐震性がある。院内の什器については、必要に応じて転倒防止対策を行う。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・日常点検・年次点検を実施し、点検等の結果を基に、中長期修繕計画の見直しを行う。
- ・計画の見直しについては、ライフサイクルコストを考慮し、長寿命化を図る。
- ・配管の更新に課題があるため、検討を進める。

(6) ユニバーサルデザイン化

- ・これまでの医療制度の変更や患者ニーズに対応するため、増築や院内レイアウト変更を繰り返し行ってきた。その影響により院内の利用者の動線が複雑化している。また、院内案内のサインデザインが陳腐化しているため、サインデザインの更新等の検討を行い、利用者がわかりやすいユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・設立団体である山形県や酒田市と協議を行いながら、地域の医療需要や他の医療機関との機能分担等、総合的に判断して進めていく。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・管理課施設係が病院及び宿舍の施設管理全般を行い、病院の中長期修繕計画の策定主体となっている。点検・計画内容の見直しについては、必要に応じて設計者や専門業者の協力を得ながら協議・決定する。